

第2次熊本市人権教育・啓発基本計画

中間見直し（素案）

令和2年度（2020年度）～令和9年度（2027年度）

令和5年（2023年）11月現在

熊 本 市

現行計画からの見直し箇所を赤字見え消しで表記

第2次熊本市人権教育・啓発基本計画の策定中間見直しにあたって

後日作成

平成21年3月に計画期間を10年とする「人権教育・啓発基本計画」を策定し、5年後の平成26年には、初めての試みとして市民意識調査を行い、それらを参考にしながら、改訂版を策定し様々な人権問題に対する啓発に取り組んでまいりました。

今回、計画期間を8年とする第2次熊本市人権教育・啓発基本計画を策定いたしました。策定にあたっては第1次基本計画の検証を行うとともに、第1次基本計画の改定時に実施した市民意識調査を再度実施・分析することにより、より市民の意識に沿ったものになるよう努めたところであり、本市の進む方向性を示す第7次総合計画見直しや関係する各課との整合性を図ったところです。

内容的には第1次計画にあげていた、18の分野別人権問題に2つの新たな項目を加え、昨今取り上げられる各種のハラスメントや、インターネットを介在しての誹謗・中傷や、全ての人権問題に係るところのヘイトスピーチなど、より複雑化するあらゆる人権問題に対する啓発目標を掲げたところです。

今後、第7次総合計画の基本構想に掲げる「上質な生活都市くまもと」の実現に向けて、この第2次基本計画を基に、人権を教育・文化と合わせ、市政の重要政策と位置づけ、社会意識としての差別概念の撤廃のための人権教育・啓発に力を入れていきます。

最後に、この第2次基本計画の策定にあたりご尽力いただきました全ての皆さまに心より感謝申し上げます。

令和2年3月

熊本市長 大西一史

目 次

第1章	基本計画の策定にあたって	・・・1
1	基本計画策定の目的	・・・1
2	基本計画策定の経緯	・・・2
3	人権教育・啓発の重要性	・・・3
4	基本計画の位置づけ	・・・3
5	基本計画の期間	・・・4
6	人権教育・人権啓発の定義	・・・4
第2章	第1次 計画の検証と 本市の 人権を取り巻く状況	・・・5
1	総合計画に係る市民アンケート調査の結果	・・・6
2	基本計画策定等に係る アンケート 市民意識調査の結果 (平成30 令和5年度実施)	・・・7
3	人権侵犯事件の受理・処理件数	・・・10
4	近年の動向	・・・10
第3章	計画の基本的考え方	・・・12
1	基本理念	・・・12
2	基本方針	・・・12
3	基本計画の検証指標	・・・14
4	人権教育・啓発に係る取組	・・・15
	(1) 人権教育	・・・15
	(2) 人権啓発	・・・16
第4章	分野別人権問題への取組	・・・18
1	女性 (又は男性) に関する人権問題	・・・18
2	子 こどもに関する人権問題	・・・20
3	高齢者に関する人権問題	・・・22
4	障がいのある人に関する人権問題	・・・24
5	同和問題 (部落差別) (同和問題)	・・・26
6	外国人に関する人権問題	・・・28
7	性的マイノリティに関する人権問題	・・・30
8	水俣病に関する人権問題	・・・32
9	ハンセン病回復者とその家族に関する人権問題	・・・34
10	エイズ患者やH I V (エイズウイルス) 感染者に関する人権問題	・・・36

11	刑を終えた出所者等に関する人権問題	・・・38
12	犯罪被害者等に関する人権問題	・・・40
13	インターネットに関する人権問題	・・・42
14	災害に関する人権問題	・・・44
15	アイヌの人々に関する人権問題	・・・46
16	難病患者に関する人権問題	・・・47
17	北朝鮮当局による拉致被害者等に関する人権問題	・・・48
18	ホームレスの人々に関する人権問題	・・・49
19	自死遺族に関する人権問題	・・・50
20	様々な人権問題	・・・51

第5章 基本計画の推進 ・・・52

1	様々な主体による推進体制	・・・52
(1)	市役所（行政）が取り組むべきこと	・・・52
(2)	家庭（家庭教育）での取組	・・・53
(3)	地域（社会教育）での取組	・・・53
(4)	保育所等・幼稚園での取組	・・・54
(5)	学校（小・中・高校等）での取組	・・・54
(6)	事業所・職場等での取組	・・・56
(7)	福祉施設や保健・医療施設での取組	・・・56
(8)	マスメディアでの取組	・・・57
(9)	熊本市人権啓発市民協議会との協働による推進	・・・57
(10)	熊本県人権啓発活動地域ネットワークとの連携	・・・58
(11)	熊本人権擁護委員協議会との連携	・・・58
(12)	その他の団体との連携	・・・59
2	実施状況の把握と結果の公表等	・・・59

資 料

後日作成

世界人権宣言	・・・
日本国憲法（抜粋）	・・・
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	・・・
人権に関わる国連、国、熊本市におけるこれまでの取組	・・・

付 録

熊本市人権に関する市民意識調査（平成30-令和5年度）	・・・
-----------------------------	-----

第1章 基本計画の策定にあたって

1 基本計画策定の目的

(1) 「熊本市人権教育・啓発基本計画」(平成21年(2009年)3月策定)

国は、平成12年(2000年)、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(以下「人権教育・啓発推進法」※1)」という。)を制定し、第5条に「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定し、地方公共団体に対して、人権教育・啓発施策に関する計画の策定と実施を求めました。

また、平成21年(2009年)3月、市は新しい熊本づくりに向けた市民と行政に共通・共有するまちづくりの指針となる「熊本市第6次総合計画」を策定し、その基本構想の中で「一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会の実現」を掲げました。

このような中、平成21年(2009年)3月、上記総合計画の趣旨を踏まえ、市民一人ひとりが人権尊重の理念について理解を深め、人権教育・啓発の取組を総合的かつ計画的に進めるために、計画期間を平成30年度(2018年度)までとする「熊本市人権教育・啓発基本計画」(以下「第1次基本計画」という。)を策定しました。

(2) 「第2次熊本市人権教育・啓発基本計画」(令和2年(2020年)3月策定)

平成21年度(2009年度)より「第1次基本計画」に基づき、様々な取組を実施してきましたが、国籍、性別、年齢、障がい~~の有無~~、出身地などによる不当な差別・偏見~~が未だに見受けられ、依然として等~~の人権問題が存在して~~います。ること~~、また、「熊本市第7次総合計画」※2(以下「総合計画」という。)の分野別施策の第1章で~~は~~、「互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現」を掲げ、人権尊重の共生社会の実現を推進することとして~~います。ることから、このようなことから、引き続き、~~より効果的な人権教育・啓発を行い、人権に対する理解と取組を社会全体で深めていく~~必要があることからため~~、令和2年(2020年)3月、「第2次熊本市人権教育・啓発基本計画」(以下「第2次基本計画」という。)を策定しました。

(3) 「第2次熊本市人権教育・啓発基本計画」(令和〇年(202〇年)〇月中間見直しによる改訂)

第2次基本計画は、人権教育・啓発に関する取組を総合的かつ計画的に進めるため、熊本市人権教育・啓発基本計画推進会議をはじめ市民意識調査やパブリックコメント等の市民の意見を反映させ、令和2年度(2020年度)から令和9年度(2027年度)までの8年間を計画の期間として策定しました。

そのため、継続性・一貫性の観点から方向性を大きく変更するものではありませんが、時間の経過や社

会情勢の変化、人権問題に関する国等の動向や人権に関する市民意識調査結果の反映、令和 6 年（2024 年）に新たに策定された「熊本市第 8 次総合計画（※3）」との整合性を図り、多様化する人権問題に対応するため、一部見直しを行いました。

【用語解説】

（※ 1）人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

この法律は、人権尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的に平成 12 年（2000 年）12 月 6 日に施行されました。

（※ 2）熊本市第 7 次総合計画（令和元年度～令和 5 年度）

この計画は、~~政令指定都市として 5 年目を迎える~~本市が将来に向け、さらに大きく飛躍していくため、市民と行政がそれぞれの役割と責任を担い、地域に根ざした課題を解決しながら、新しい魅力と活力に満ちた熊本づくりに取り組むための基本方針として策定したものです。

（※ 3）熊本市第 8 次総合計画（令和 6 年度～令和 13 年度）

この計画は、今後、人口減少及び人口構造の変化や急速に進展するデジタル社会への対応など様々な課題が顕在化することが想定されるなか、誰もが明るい未来を展望し、希望を抱くことができるまちづくりを目指し策定したものです。

2 基本計画策定の経緯

第 1 次基本計画及び第 2 次基本計画の策定までの経緯は次のとおりです。

年	内容
平成 19 年 (2007 年)	・市民一人ひとりが人権尊重の理念について理解を深め、人権教育・啓発の取組を総合的かつ計画的に進めるための第 1 次基本計画を策定するために、外部委員で構成する策定委員会を設置
平成 21 年 (2009 年)	・3 月、新しい熊本づくりに向けた市民と行政に共通・共有するまちづくりの指針となる「熊本市第 6 次総合計画」を策定 ・3 月、第 1 次基本計画を策定
平成 25 年 (2013 年)	・第 1 次基本計画の中間見直しを行うため、市民意識調査を実施するとともに、外部委員で構成する委員会等を設置
平成 26 年 (2014 年)	・7 月、第 1 次基本計画の改訂版を作成
平成 28 年 (2016 年)	・3 月、政令指定都市として 5 年目を迎える本市が将来に向け、更に大きく飛躍していくため「熊本市第 7 次総合計画」を策定 ・分野別施策に「互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現」を掲げる。
平成 30 年 (2018 年)	・第 2 次基本計画を策定するために市民意識調査を実施するとともに、外部委員で構成する策定委員会を設置

令和2年 (2020年)	・3月、第2次基本計画を策定
令和5～6年 (2023年 ～2024年)	・第2次基本計画の中間見直しを行うため、市民意識調査を実施するとともに、外部委員で構成する委員会での意見聴取を実施 ・〇月、第2次基本計画の改訂（中間見直し）

3 人権教育・啓発の重要性

国連において「世界人権宣言」が採択されてから70年を迎えた平成30年(2018年)には、世界各国で人権に対する様々な取組と、人権の尊さを訴える多くのキャンペーン活動が展開されました。しかしながら、今なお宗教観の違いによる戦争文化・宗教の違いや政治・経済問題等による紛争や途上国での人権侵害世界各地で起きる人道危機、差別による人命軽視的な政策等、解決すべき諸問題が山積しています。

国内でも、社会的弱者といわれる子どもや高齢者等への差別や虐待等をはじめ、家庭内での悲惨な事件、尊い命を奪う殺人事件が連日のように報道され、最近では、インターネットや携帯電話等による誹謗中傷、人権侵害、個人情報流出等、新たな人権に関わる問題が発生しています。

本市においても、関係法令や国・県の施策に基づきながら人権教育・啓発活動を推進してきましたいますが、いまだ人権問題に関する多くの課題がいまだに存在しています。差別や人権侵害等がなくなる背景には、「人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在」、「国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化」、「障がいのある人に対する障がいの発生原因や症状についての理解不足」、「感染症患者等に対する医学的に見て不正確な知識や思い込み」等、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が人々の中に十分に定着していないことなどがあると言われています。

また、これまで「人権を侵害された人（被害者）に対する救済や支援」、「被害者にならないための自衛教育」、「人権を侵害した人（加害者）に対する規制や制裁」といった取組が中心で、身近に人権侵害が起きた場合に「自分には関係ないと見て見ぬ振りをする人（傍観者）が少なくないこと」が問題の解決を遅らせているといった指摘もあります。

このようなことから、人権に関わる問題を市民一人ひとりの身近な場所や日常生活の中に存在する問題ととらえ、人権教育・啓発を推進していくことが重要です。

国の人権教育・啓発に関する基本計画は、「すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発の重要性については、これをどんなに強調してもし過ぎることはない」と述べています。ここに、人権教育・啓発の取組を総合的かつ計画的に粘り強く継続していかなければならない理由があります。

4 基本計画の位置づけ

- (1) 第2次基本計画は、総合計画と整合性を持つものであり、市の人権教育・啓発に関する基本的な考え方を明らかにして、行政と市民等（家庭、地域、保育所等・幼稚園、学校、職場事業所、福祉施設、保健・医療施設、マスメディア等の団体、関係機関等を含む）が取り組むべき方向性を示すものです。

- (2) 第2次基本計画は、「人権教育・啓発推進法」第5条の趣旨を踏まえに基づき、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月15日策定・平成23年4月1日変更）と連携するとともに踏まえ、地域の実情を踏まえた反映させたものです。
- (3) 第2次基本計画は、市が実施するあらゆる施策や事業に反映させるとともに、行政と市民等と行政が協働して推進することとします。



5 基本計画の期間

第1次基本計画の計画期間は、平成21年度(2009年度)から平成30年度(2018年度)までの10年間でしたが、第2次基本計画の計画期間は、人権問題を取り巻く環境が地方分権や少子高齢化、情報化、国際化の進展等により著しく変化していること、また、総合計画との整合性を図るため、令和2年度(2020年度)から令和9年度(2027年度)までの8年間としましたが、中間年にあたる令和5年度(2023年度)に見直しを行いました。

なお、社会情勢の急激な変化等により特に必要と認めた場合は、その都度見直しを行います。

6 人権教育・人権啓発の定義

人権教育・啓発推進法に規定された「人権教育の定義」(第2条)及び「人権啓発の定義」(第3条)に基づき、この基本計画における人権教育及び人権啓発の定義を次のとおりとします。

ア 人権教育

市民一人ひとりが、その発達段階に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、体得することができるよう、家庭、地域、学校、職場、その他の様々な場所や多様な機会をとおして行われる家庭教育、社会教育、学校教育、企業教育などの教育や学習活動をいいます。

イ 人権啓発

市民一人ひとりが、人権尊重の理念に対する理解を深め、人権問題について正しい理解・認識を持ち、自らの態度・行動に現れるよう、家庭、地域、学校、職場、その他の様々な場所や多様な機会をとおして行われる広報その他の啓発活動(人権教育を除く)をいいます。

第2章 第1次 基本計画の検証と本市の人権を取り巻く状況

平成21年(2009年)3月策定の「第1次基本計画」に基づき、平成21年度(2009年度)から平成30年度(2018年度)までの10年間に女性や高齢者、部落差別(同和問題)や水俣病等の人権問題について、様々な手法により教育・啓発を実施するとともに、しました。

さらに、令和2年(2020年)3月に策定した「第2次基本計画」では、分野別人権問題に、ハラスメント問題のように新たに人権問題として認識されるようになったものを「様々な人権問題」として位置付けるとともに、「災害に関する人権問題」に、熊本地震の経験から得た被災者や要配慮者への配慮等について追記するなどの変更を行い、これらの人権問題の解決のため、市民や企業等(事業者)と行政が一体となって、人権教育・啓発の取組を進めてきました。

また、その取組においては、より効果的な人権教育・啓発が図られるよう、毎年度、人権関係の施策の実施状況について関係する課と外部委員による「熊本市人権教育・啓発基本計画推進会議」で、その結果等について検証してきました。

外部委員からは「近年のDVや虐待など、何故、行政や警察が救えない事例が発生するのかその背景を考える啓発を行う必要がある」、「啓発事業の広報活動については全市的な視野で片寄らないように」等のごで意見をいただき、それらを踏まえながら教育・啓発についての取組を進めているところです。

しかしながら、毎年度実施している総合計画の市民アンケートの結果では、「自分自身への人権侵害は改善されてきているかの発生状況」、及び「一人ひとりの人権が尊重されていると感じる市民の割合」は十分な成果が表れているとは言えない状況です。

また今後も、子どもや高齢者、障がいのある人への虐待、SNS等の普及に伴う誹謗・中傷、性的マイノリティ(※3・4)への差別・偏見、さらには災害に伴う感染症等の発生に関連した人権問題 根拠のない情報や噂の流布による風評被害や、ヘイトスピーチ(※4・5)を含む外国人への差別的言動などが社会問題になっており、継続して啓発への取組が必要となっています。

【用語解説】

※3・4) 性的マイノリティ

同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々性的指向や性自認などの様々な性のあり方の中で、少数の立場にある人のことをいいます。「セクシュアルマイノリティ」、「性的少数者」ともいいます。「異性を愛するのが普通だ」とか、「心と体の性別が異なることなどない、性別は男と女だけである」としている人からみて少数者という意味です。そうした方々の総称としてLGBTという言葉が使われていることが多いですが、「性的マイノリティ」＝「LGBT」ではなく、あらゆる性別の方を好きになる方など、様々な方たちが含まれます。

※4・5) ヘイトスピーチ

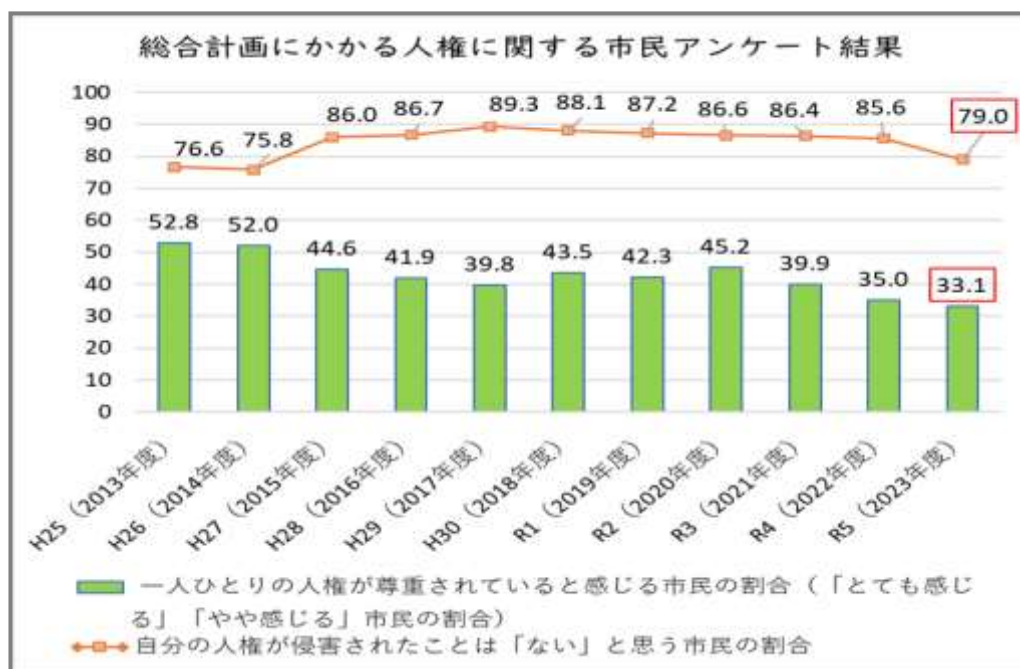
人種、出身国、民族、宗教、性的指向、性別、容姿、健康・障がいなど自分から主體的に変えることが困難な事柄に基づいて属する個人または集団に対して攻撃、脅迫、侮辱する発言や言動のことです。

1 総合計画に係る市民アンケート調査の結果

第2次基本計画では、総合計画に係る市民アンケートにより、目標の達成度を測っています。アンケートの結果では、「一人ひとりの人権が尊重されていると感じる（とても感じるやや感じるの合計）」、「自分の人権が侵害されたことはないと思う」と回答した割合は、アンケート開始以降、横ばい又は緩やかな減少傾向にありましたが、ここ数年は明らかな減少に転じました。

これまでの人権問題に加え、新型コロナウイルス感染症に関連した差別的言動の発生、インターネットによる誹謗中傷の深刻化等、人権を取り巻く環境の変化が市民の意識にも影響を与え数値が下がったと推測されます。

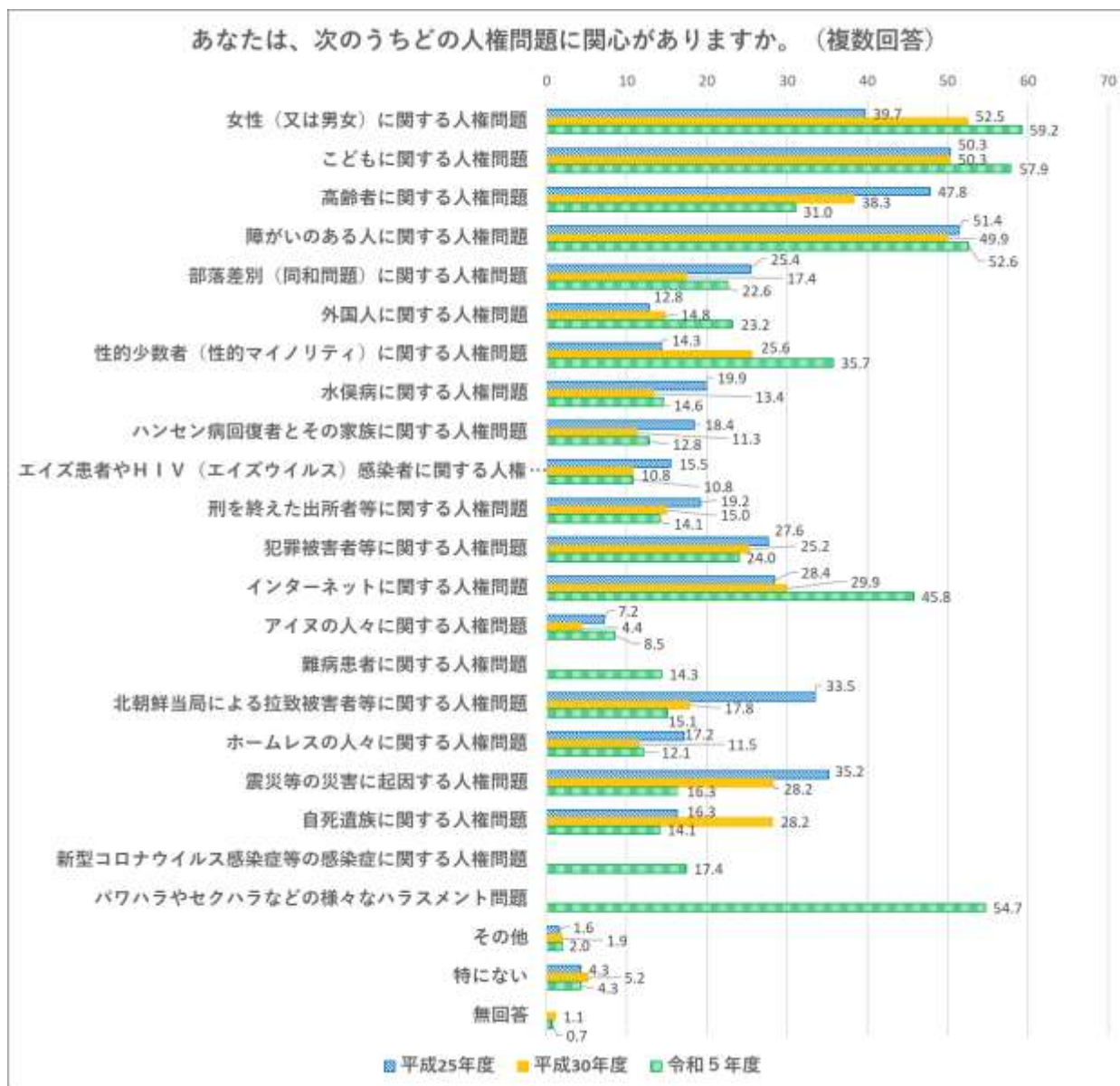
また、マイノリティ等の人権問題に対する理解の深まりや様々なハラスメント行為が新たにカテゴライズされるなど、社会の成熟化に伴い、これまで人権問題として捉えられてこなかったことが捉えられるようになったことも要因と考えられます。



※「令和5年度の総合計画市民アンケート」の結果判明後に差替え。現在の数値は R5（2023）7月の「人権に関する市民意識調査」で同様の質問を実施した結果のため、仮掲載。

2 基本計画策定等に係るアンケート市民意識調査の結果（平成30年度から5年毎に実施）

◎ どの人権問題に関心があるかでは、「女性（又は男女）に関すること」が~~52.5~~~~59.2~~59.2%で最も高く、これに「子どもに関すること」が続いています。~~平成25年度（2013年度）と比較すると「性同一性障害や性的指向などの性的マイノリティに関すること」の伸びが顕著になっています。~~また、令和5年度の市民意識調査で新たに項目を設けた「パワハラ ※6）やセクハラ ※7）などの様々なハラスメント問題」への関心も高くなっています。



（熊本市人権に関する市民意識調査）

【用語解説】

※6）パワハラ（＝パワー・ハラスメント）

職場のパワー・ハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係等の職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為を言います。

※7）セクハラ（＝セクシュアル・ハラスメント）

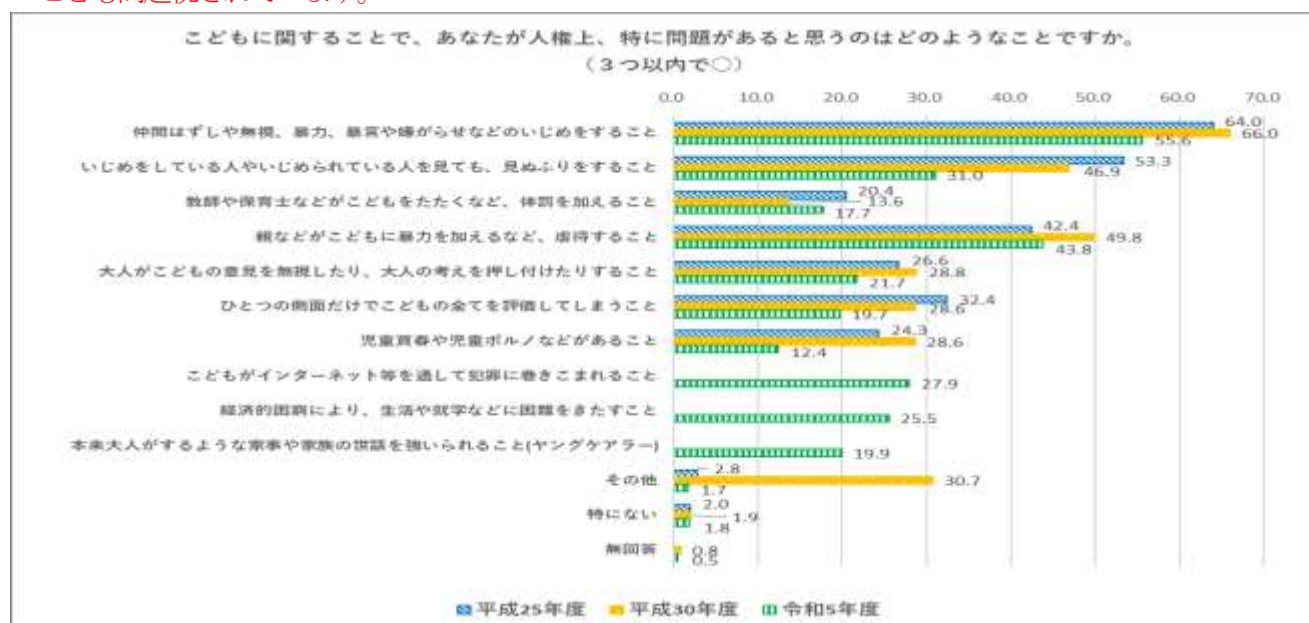
相手を不快にさせる性的な言動のことで、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、多くの人の目に触れる場へのわいせつな写真の掲示等が含まれます。

- ◎ インターネット上の人権について、特に問題があると思うこととして、「他人の誹謗中傷や差別的な表現など、人権を侵害する情報を~~アップする（出す）~~掲載すること」の **77.2%**割合が最も高く、これに「一度掲載されると拡散し、完全に消去することが困難であること」「加害者が特定できず、被害者が救済されないこと」が**50.6%**で続いています。



- ◎ こどもに関することで、人権上、特に問題があることとして、「仲間はずしや無視、暴力、暴言や嫌がらせなどのいじめをすること」の割合が最も高く、ついで「親などがこどもに暴力を加えるなど、虐待すること」となっています。

また、令和5年度の市民意識調査で新たに設けた選択肢の「インターネット等を通した犯罪に巻き込まれること」「経済的困窮により、生活や就学に困難をきたすこと」「ヤングケアラー ※8）」といったことも問題視されています。

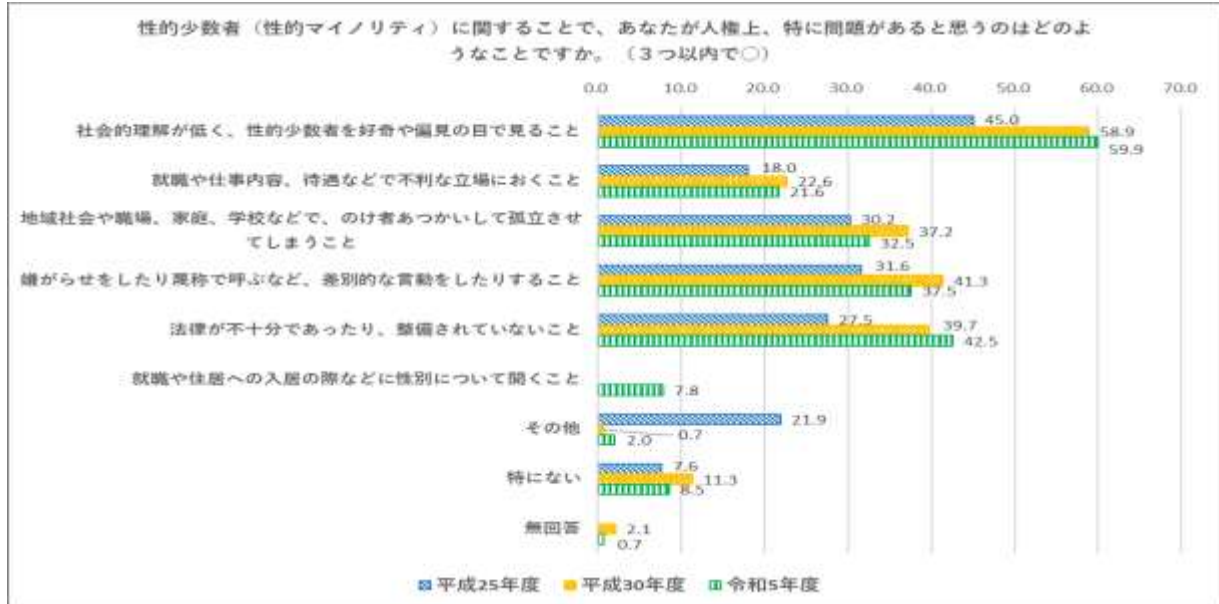


【用語解説】

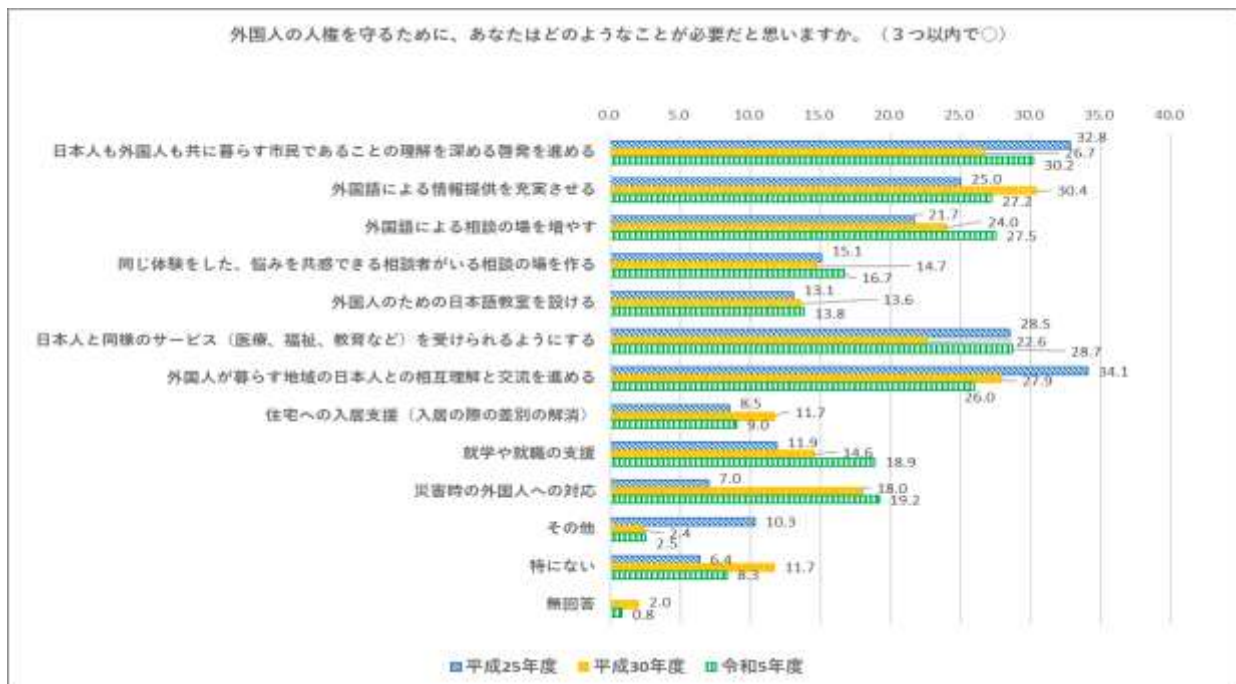
※8) ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っているこどものこと。年齢に見合わない責任や負担を負うことで、宿題などの勉強に割く時間が十分つくれなかったり、友だちと遊ぶ時間がとれなかったり、ケアについて話せる人がいなくて孤独を感じる、ストレスを感じる、寝不足で学校に遅刻してしまうなどこどもの心身や将来に様々な影響をおよぼすとされています。

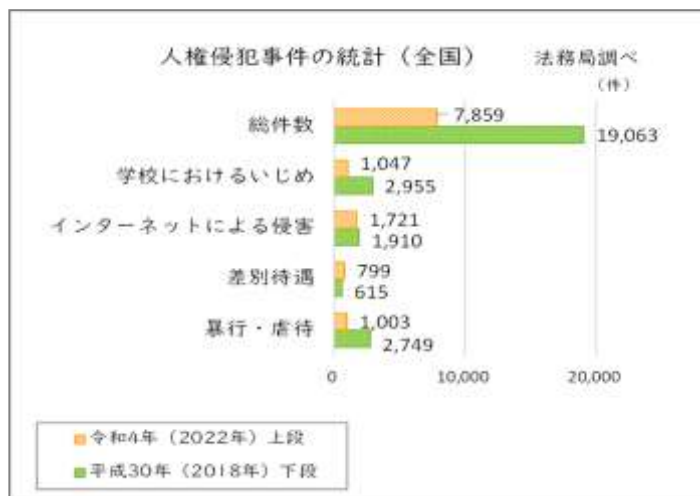
- ◎ 性的マイノリティの人権について特に問題があることとして、「社会的理解が低く、性的マイノリティを好奇や偏見の目で見ること」が~~58.9%~~で最も高く、これに「~~嫌がらせをしたり蔑称で呼ぶなど、差別的な言動をすること~~」「~~法律が不十分であったり、整備がなされていないこと~~」が~~41.3%~~で続いています。



- ◎ 外国人の人権を守るために必要だと思うこととして「~~外国語による情報提供を充実させる~~」「~~日本人も外国人も共に暮らす市民であることの理解を深める啓発を進める~~」の割合が~~30.4%~~で最も高く、ついで「~~外国人と日本人の相互理解と交流を進める~~」「~~日本人と同様のサービス（医療、福祉、教育など）を受けられるようにする~~」が~~27.9%~~となっています。



3 人権侵犯事件の受理・処理件数（全国） ※新規救済手続開始件数



4 近年の動向

特に最近では、~~学校等でのいじめをはじめ、インターネット上での中傷・差別、女性（又は男性）に対するセクハラ（※5）やパワハラ（※6）、子どもや高齢者、障がいのある人への虐待などの人権侵害が発生しております。~~

~~平成28年（2016年）熊本地震では避難所における妊産婦、高齢者等の要配慮者に対しての人権問題も起きており、また、性的マイノリティについても、教育・啓発や制度の確立等が課題となっています。~~

~~さらには、ヘイトスピーチなどは、すべての人権問題に対して関わってくる問題であり、人権問題は、さらに複雑化・多様化してきている状況です。~~

~~こうした中、平成27年（2015年）9月に国連で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」にはSDGs（持続可能な開発目標）として、17の目標、169のターゲットが含まれており、その達成に向けて国内的にも様々な取組が進められています。このSDGsの内容についてはすべて「人が生きること」に関連しており、「人権尊重の考え方」がベースにあります。~~

~~人権を取り巻く環境は、めまぐるしく変化しています。様々な人権問題が発生するなか、その問題がインターネットを介して拡散されることで更なる問題が生じるなど、これまでの枠組みで類型化できない多様で複雑なものとなってきています。~~

~~特に、近年では、保護者による子どもへの虐待や保育士等による不適切な保育に加え、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行うヤングケアラーの問題、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」をめぐる議論の活発化や世間の関心の高まり、新型コロナウイルス感染症に端を発した未知の病などへの恐怖から起こる他者への誹謗・中傷や風評被害など、これまで潜在的に存在していた問題が表面化したり、新たな問題として認識されるようになりました。~~

~~さらには、本市の在住外国人の数が過去最高となる中、国籍や在留資格なども多様化しており、在住外国人が地域で安心して生活することができるよう、お互いの文化や価値観の理解と交流を促進する多~~

文化共生社会の推進が重要となってきました。

また、本市は、令和元年度に「SDG s 未来都市」に選定されました。このSDG s (※9) の前文にある「誰一人取り残さないことを誓う」という言葉の根底にあるものは、「人権の尊重」の理念です。本市においてもこのSDG s に沿った取組を進めていく必要があります。

【用語解説】

(※9) SDG s (エス ディー ジーズ)

“持続可能な開発目標”という英語の略称です。人間、地球および繁栄のための行動計画として、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択されました。17 の目標、169 のターゲットが含まれており、その達成に向けて国内的にも様々な取組が進められています。

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

人権とは、すべての人々が持っている人間としての尊厳に基づく固有の権利であり、私たちが社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない大切な権利です。

国連の「世界人権宣言」は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」（第1条）と謳っています。

また、日本国憲法は、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」（第11条）、
「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」（第14条）と謳っています。

そこで、本市の総合計画や人権を取り巻く状況も踏まえて、第2次基本計画の基本理念は、第1次基本計画と同じく「すべての人々が幸福な生活を営むために、人間としての尊厳に基づき、自分のもとより、他人の人権をも大切にし、お互いを認め合い、尊重し合うこと」とします。

~~なお、熊本市では熊本市第78次総合計画の基本構想にのめざすまちの姿として掲げる「上質な生活都市くまもと」の実現に向けて、人権を教育・文化と合わせ、市政の重要政策と位置づけ、~~
~~「だれもが自分らしくいきいきと生活できるまち」を創出し、人権尊重が当たり前の地域社会となるよう、「人権尊重意識の高揚」及び「人権擁護の推進」に取り組みます。そのために社会意識としての差別概念の撤廃のための人権教育・啓発に力を入れていきます。~~

2 基本方針

一人ひとりの人権が尊重される豊かで暮らしやすい社会を実現するため、次の5つの方針を基に、人権教育・啓発を推進します。

(1) 市民参画と協働による人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発推進法では、「国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。」（第6条）と規定し、国民にもそのような努力をするよう促しています。

そこで、市民一人ひとりが人権意識の高揚に努めるとともに、特に市民生活と深い関わりを持つ家庭、地域、学校、職場等においても、市や行政機関等と連携しつつ、それぞれの役割等を明確にし、効果的な手法・情報を共有し、創意工夫して市民参画と協働による人権教育・啓発に取り組みます。

(2) 人権尊重を基調とした施策の推進

市の施策や事業は、生活、福祉、教育、文化、経済等、広範多岐な分野にわたっており、いずれも人々の日常生活の中の「人権」と密接に関わっています。

そこで、人権尊重の理念が行政施策の基本であることを再認識するとともに、この理念を基調とし

た施策や事業を推進し、引き続き外部委員による人権教育・啓発への取組状況等の検証を実施していきます。

(3) 人権感覚豊かな市職員の育成

多様化する市民ニーズを「人権」の視点で先取りして取り組むなど、人権尊重を基調とした施策を市役所全体で推進します。

また、市民の立場に立った市民サービスを提供していくためには、職員一人ひとりが人権尊重の理念を正しく理解し、「人権問題の解決に向け自分の担当職務をとおしてどのようなことができるか」という視点から、自ら考え、自ら見直し、自ら行動する力を育んでいく必要があります。

そこで、市は、すべての職員を対象として体系的な人権研修や日常の業務に即した各職場における人権研修を実施するとともに、日常の業務や生活の中で起きている人権問題に気づき、それを考えて話合うことなどをおして、職員の人権感覚を磨き、育てることに努めます。

(4) 関係機関等との連携強化

基本計画は、国・県の基本計画を踏まえたものであり、特に、人権擁護活動については、国、県との連携は不可欠なものです。また、人権啓発活動を行っているNPO等の民間団体や自治会・地域公民館等の地域団体の果たすべき役割も重要となっています。

特に、現在、市と協働で人権啓発活動を行っている、熊本市人権啓発市民協議会（※7 10）（以下「人権協」という。）との連携・協力は、大変重要な役割を担っています。

そこで、今後は、研修会や講演会等の開催では近隣自治体への情報提供の実施等、関係行政機関や民間団体・地域団体等との連携をさらに強化し、情報の共有化、相談体制のネットワーク化、啓発事業の充実に努めてまいります。

(5) ヘイトスピーチへの迅速な対応と条例等の制定による差別の解消に向けた取組

人種、出身国、民族、宗教、性的指向、性別、容姿、健康、障がいなど自分から主体的に変えることが困難な事柄に基づいて、属する個人または集団に対して攻撃、脅迫、侮辱する発言や言動等の、いわゆるヘイトスピーチには国や県等の関係機関と連携し、事象の確認、ホームページでの啓発、講師を派遣しての研修会の開催等の迅速な対応を実施するとともに、~~します。差別事象が頻繁に発生し、本市や関係機関からの要請等を行っても一向に改善されない場合は、公共施設の使用制限や名前の公表等を規定した条例の制定等を検討するなど厳しく対応していきます。~~

また、人権尊重が当たり前の地域社会の実現に向け、条例等の制定による差別の解消に取り組みます。

【用語解説】

※7 10 熊本市人権啓発市民協議会

昭和62年12月、熊本市における人権意識の高揚と社会における差別の解消を図ることを目的として設立されました。主な活動としては、人権啓発作品募集、ヒューマンライツシアター、講演会、研修会の開催等に取り組んでいます。

3 基本計画の検証指標

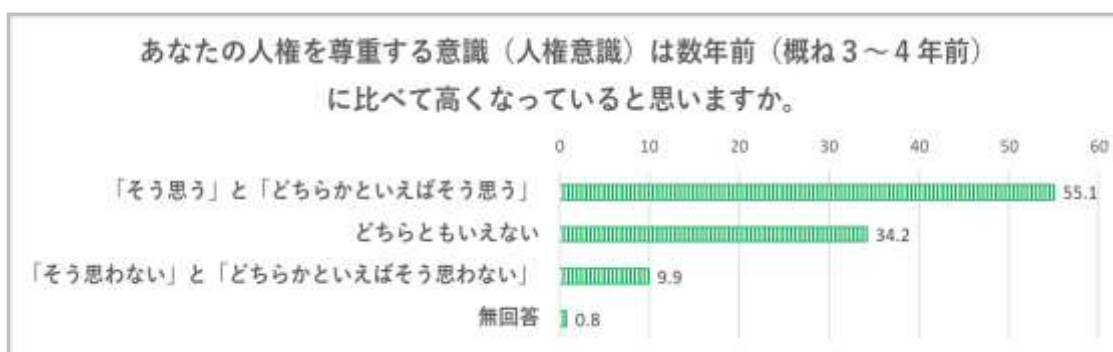
基本計画の目標の達成度を測るために、次のような検証指標と検証値を定め、アンケート調査の結果等を踏まえ、**さらなる**人権教育・啓発を実施して**いきます** きました。

しかしながら、第2章で述べたように人権を取り巻く環境の変化が市民の意識にも影響を与えており、全体的な数値の上昇は困難な状況にあります。一方で個人の人権意識は高まっていると考えられることから、これまでの検証指標を「個人の人権を尊重する意識（人権意識）」の高まりに置き換え、検証していくこととします。

検証指標	基準値 H30年度 2018	R5年度 2023	目標値 R9年度 2027
一人ひとりの人権が尊重されていると感じる市民の割合	43.5%	目標値 47.0% 実績値 33.0%(仮)	見直し前 55.0% 見直し後 47.0%
自分の人権が侵害されたことは「ない」と思う市民の割合	88.1%	目標値 92.0% 実績値 79.1%(仮)	見直し前 95.0% 検証指標から削除

【中間見直しにより新たに追加した検証指標】

検証指標	R5年度 2023	目標値 R9年度 2027
自分の人権意識（偏見や差別に気づくことの大切さや差別はいけないという意識）が1年前と比べて高くなった又は高い状況にあると感じる市民の割合	基準値 55.1%(仮)	60.0%



4 人権教育・啓発に係る取組

(1) 人権教育

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りながら取り組んでいく必要があります。

ア 学校教育

学校教育においては、幼児児童生徒の発達段階に応じながら、学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にされた教育の充実を図る必要があります。教育内容の基準である幼稚園教育要領、小・中・高等学校及び特別支援学校の学習指導要領に基づき、以下のような取組を推進していきます。

- ① 学校における指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて~~の情報収集~~や調査研究の成果等を学校等に提供していきます。
- ② 社会教育との連携を図りながら、社会性や豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動を始め、勤労生産活動、職業体験活動、芸術・伝統文化体験活動、高齢者や障がいのある人等との交流などを積極的に推進していきます。
- ③ ~~校内暴力やいじめをはじめとする人権侵害などが決して~~許されないという指導を徹底するなど~~子ども~~子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保していきます。
- ④ 高等教育においては、大学等の主体的判断によって様々な分野において人権教育に~~関する取組につ~~いて一層の配慮がなされるよう促していきます。
- ⑤ ~~研修等を通じて教職員の資質向上を図るために、教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げるような機会を設け、~~人権尊重の理念についての十分な認識と~~人権感覚を持ち、~~子どもへの~~教育的愛~~情や教育への使命感、~~及び実践的~~指導力を持った人材の育成に~~取り組みを~~目指し、~~研修等を通じた教~~職員の資質向上に努めます。また、~~子ども~~子どもの人権が大切にされるような学校となるよう、教職員への人権教育の啓発を推進していきます。

イ 社会教育

社会教育においては、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、生涯学習の振興のための様々な講演・講座等を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要があります。また、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の涵養が図られるよう次のような取組を推進していきます。

- ① 幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な役割を果たす家庭教育の充実のための啓発に取り組めます。特に、親が自らの姿をもって~~子ども~~子どもに示していくことができるよう、親子ともに人権感覚が身に付くような学習機会の充実や情報の提供を図り、子育てに不安や悩みを抱える親等への相談体制の整備等を図っていきます。
- ② 公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図っていきます。また、学校教育との連携を図りながら、ボランティア活動など社会奉仕体験活動・自然体験活動を始めとする多様な体験活動や高齢者、障がいのある人等との交流の機会を設けるよう取り組んでいきます。

- ③ 参加体験型の学習機会を設け、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事がおかしいと思う感性や、日常生活の中で無意識のうちに人権に配慮した態度や行動をとれるような研修等の機会を提供できるよう情報収集等に努めます。

(2) 人権啓発

人権啓発は、市民から幅広く理解と共感が得られるものであることが肝要であり、様々な啓発への取組において、常にその視点に立った検討が必要です。

ア 人権啓発の内容

① 人権に関する基本的な知識の習得

国民の人権に関する基本的な知識の習得を目指すため、憲法を始めとした人権にかかわる国内法令や国際条約の周知など、人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発を推進していきます。

② 生命尊厳の考え方

いじめや児童虐待をはじめ、ストーカーなど、日常でのトラブルに起因した事件等が後を絶ちません。あらためて生命の尊さ・大切さや、自己がかかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であること、他人との共生・共感の大切さを実感できるような啓発に取り組んでいきます。

③ 個性の尊重

社会における根強い横並び意識の存在等が、人々の目を真の問題点から背けさせる要因となっている面もあり、このことから各種差別の解消が妨げられている側面があります。これらの風潮や意識の是正を図るために、互いの人権を尊重し合うということの前提に、互いの個性を認め合うことが重要であることを訴えかける啓発の推進に取り組みます。

また、自分とは異なる条件を持つ多様な他者とのコミュニケーションを取る力や、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を体得できるよう「心のバリアフリー」の推進に取り組みます。

イ 啓発の方法

① 対象者の発達段階に応じた啓発

対象者の理解度に合わせて適切な人権啓発を行うことが重要であり、対象者の発達段階に応じて、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを人権尊重の観点から具体的に引き上げ、自分の課題として考えてもらうような啓発手法への創意工夫が必要です。具体的には、子どもが人権に関する作文などを書くことをとおして理解を深めたり、人権に関する標語を考えたりする、作品募集などの啓発手法に取り組んでいきます。ある程度理解力が備わった青少年期には、ボランティア活動などを通じて、高齢者や障がいのある人などと直接触れ合ったりし、その交流の中で人権感覚を培っていきけるような取組を推進していきます。

② 具体的な事例を活用した啓発

人権啓発の効果を高めるためには、具体的な事例を取り上げた啓発が有効です。人権上大きな社会問題となった事例に関して、学校、職場、公的施設などで時機に応じて人権尊重の視点から具体的に話し合ったりすることは、市民が人権尊重についての正しい知識・感性を磨くうえで、大きな効果を期待できます。また、地域であった特定の事例を取り上げる場合には、そこで得られた教訓

を踏まえて、類似の問題が発生した場合にどう対応すべきかとの観点から被害者の立場に十分配慮した形での啓発を実施することも大切です。

③ 参加型・体験型の啓発

各種の人権啓発冊子等の作成・配布や講演会・研修会の実施、人権啓発映画・啓発ビデオの放映等、各啓発主体が市民等に向けて行う啓発においては、一人ひとりが人権感覚や感性を体得するという観点からすれば受身型の啓発であり、限界があります。そこで、啓発を受ける市民が主体的・能動的に参加できるような各種のワークショップや車椅子体験研修等、啓発手法を工夫し、積極的に取り組んでいきます。

第4章 分野別人権問題への取組

第1章「基本計画の策定にあたって」で述べたように、国内外で人権問題解決のための取組が進められ、市でも関係法令や国・県の政策に基づき、市民や関係団体等と連携して人権教育・啓発活動を推進してきましたが、いまだ数多くの人権問題が存在し、新たな人権問題も発生しています。

第2次基本計画の策定にあたっては、このような状況を十分認識したうえで、人権教育・啓発の取組を実施していくことが重要であり、この章では、様々な人権問題について、その「現状」と「課題」を理解し、これまでの市の取組を踏まえ、今後の対応への方針を整理しました。

それぞれの分野別人権問題の進捗管理については、「熊本市人権教育・啓発基本計画推進会議」において実施していきます。

1 女性（又は男女）に関する人権問題

（1）現状と課題

女性（又は男女）に関する人権問題としては、性別による差別的取り扱い、様々な暴力による人権侵害等、いまだ数多くの課題が残されており、依然として人々の意識や行動、社会制度・慣行の中に女性に対する差別や偏見が見られ、あらゆる分野で自らの能力を高めようとしている女性の生き方を阻害している現状があります。~~特に、セクハラ、パワハラ、妊娠出産した女性に対するマタハラ（※8-11）やDV（※9-12）、ストーカー行為、性犯罪等は、相手の尊厳を踏みにじる行為であり、決して許されるものではありません。~~

また、女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、令和6年（2024年）4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されるなど、今後も女性の人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現のための取り組みが必要です。

—平成30年度(2018年度)—令和5年度（2023年度）に実施した市民意識調査結果では、人権侵害を受けたと回答した人の中うちで、最も多いのはどの分野で侵害を受けたかという問いに、最も「パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどのハラスメントに関すること」に次いで多かったのは、「女性（又は男女）の人権に関すること」で、前回（平成2530年度）と比較すると~~13.8~~ 7.7ポイント~~±~~昇減少し~~50.0~~ 42.3 %という状況となっていますが、依然として高い水準にあります。

また、一方では、少子高齢化や、経済構造の変革等、急激に変化する社会への対応が求められており、男女がともに責任を担い、その個性と能力を発揮していくためには、女性が安心して働き続けられる職場環境の整備、男性をも含めた働き方の見直し、労働者一人ひとりの生産性の向上等を図っていく必要があります。特に育児や介護については、社会全体で支援し、その負担を分かち合っていくことが必要であり、加えて、男女がともに家庭での責任を果たし、家庭生活と仕事の両立調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進も重要となっています。

本市では平成21年（2009年）に男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的に「熊本市男女共同参画推進条例」を施行し、平成31年（2019年）にはこの条例に基づく「熊本市男女共同参画基本計画」の基本理念を引き継いだ「第2次計画」を策定し、「教育や啓発を通じた男女共同参画の推進」や「市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備」「あらゆる暴力を許さない社会の実

現」の施策の方向性に基づいた18の具体的施策を位置づけました。

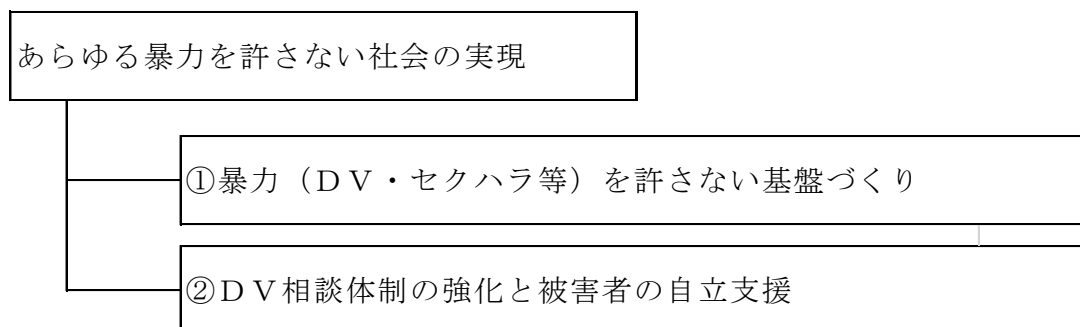
また、平成26年（2014年）10月には「配偶者暴力相談支援センター事業」を開始し、DV相談及び被害者支援に取り組むとともに、DV防止セミナーを開催するなど、DV被害者が相談機関につながるよう啓発に努めています。

（2）基本方針

【あらゆる暴力を許さない社会の実現】

あらゆる市民がそれぞれの個性と能力を発揮し活躍するためには、その阻害要因となる相手の人権を損なう行為であるDVやセクハラ等の暴力を根絶することが必要です。このことから、あらゆる暴力を許さない意識の醸成とともに、関係機関と連携し、複雑かつ多岐にわたる相談に対応するよう相談体制・支援体制の充実を図ります。

（3）施策の体系



（4）主な取組

①暴力（DV・セクハラ等）を許さない基盤づくり

市民・事業者等を対象とした「DV被害者支援防止セミナー」や各種ハラスメントやデートDV、セクハラ防止を目的とした出前講座の実施を行うほか、市政だより、市のホームページ等様々な媒体を使った啓発・広報に取り組み、暴力を許さない意識の醸成に努めます。

②DV相談体制の強化と被害者の自立支援

DV対策ネットワーク会議及びDV対策庁内連絡会議を通じた関係機関の連携を行うとともに、多様な相談に対応できるよう相談員の資質の向上を図ることにより、DV被害者の早期発見及び自立支援に取り組み、相談体制の充実に努めます。

【用語解説】

~~※8-11) マタハラ（＝マタニティ・ハラスメント）~~

~~働く女性が妊娠・出産を理由に解雇や雇止めをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的ないじめやいやがらせのことです。~~

~~※9-12) DV（ドメスティック・バイオレンス）~~

~~夫や恋人等、親密な関係にあるパートナーから受ける暴力のことで、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力、性的な暴力、経済的な暴力等、様々な形で暴力が存在します。~~

2 子子どもに関する人権問題

(1) 現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行とともに生活環境が多様化し、地域における人のつながりの希薄化が指摘されています。

このような中、子子どもの人権に関する深刻な問題として児童虐待があり、平成 30-令和 4 年度(20182022 年度)の市(児童相談所・各区保健子子ども課)に寄せられた児童虐待に関する相談対応件数は、1,203 1,814 件(児童相談所 908 1,425 件/各区保健子子ども課 295 389 件)と第 1 次計画改定版策定当時の平成 24 年度(2012 年度)の状況から比較すると 635 1,246 件(児童相談所 534 1,051 件、各区保健子子ども課 101 195 件)の大幅な増加となっています。

また、平成 29 年度(2017 年度)に実施した「熊本市子子どもの生活等実態調査」では、本市の相対的貧困率は 14.0%に上り、子子どもやその保護者の生活状況において、経済的な問題や家庭環境の不安定さからくる教育の機会や親子の関わりの欠如といった課題等も浮き彫りになりました。

その他にも子子どもを取り巻く環境を見ると、いじめや体罰、不登校、ひきこもり、インターネットの匿名性を悪用した誹謗中傷や SNS 上でのいじめ、自撮り被害等、子子どもの健全な成長や安全が脅かされる問題も生じています。

このような中、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が、令和 5 年(2023 年)4 月に施行されました。

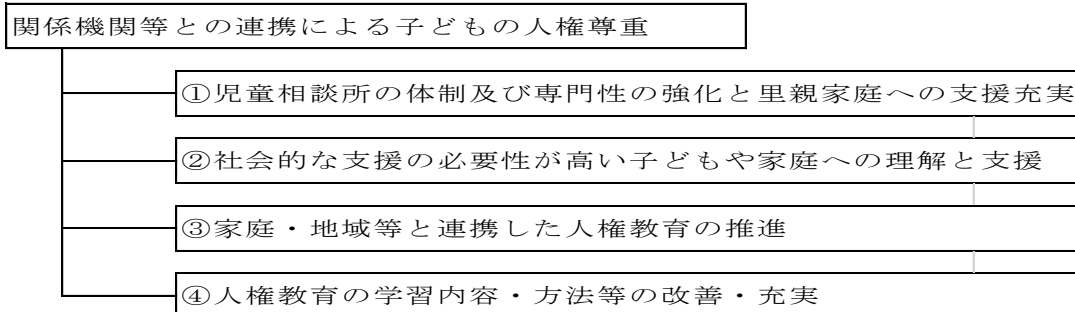
大人が、一人の人間として子子どもの人権を尊重し、健全に育てていくことの大切さを認識し、自らの責任を果たしていくことが求められることから、家庭、地域、保育所等・幼稚園、学校、事業所・職場等において、子子どもたちの発達段階に応じた、人権尊重の心を育てるとともに、それが具体的な態度や行動に現れるような人権教育に取り組むとともに、それに携わる大人の人権意識の向上のための人権教育・啓発を進めていく必要があります。

(2) 基本方針

【 関係機関等との連携による子子どもの人権尊重 】

「子子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子子どもの視点に立ち、家庭、地域、保育所等・幼稚園、学校、事業所・職場、行政機関等が連携し、子子どもの人権について語り合い理解する機会を数多く設け、人権尊重の取組を進めていきます。併せて、児童虐待の防止も含め、子子どもに関心を持つような啓発も行います。

(3) 施策の体系



(4) 主な取組

①児童相談所の体制及び専門性の強化と里親家庭への支援充実

~~平成 28 年(2016 年)の児童福祉法改正において明確化された、子どもが権利の主体であるということ、児童相談所の体制及び専門性の強化を図るとともに、「家庭養育優先原則」との考え方を念頭に、里親家庭に対してもきめ細やかな支援を行います。~~

今後は、計画的な人材確保と児童相談所の更なる人員体制強化を図るべく、専門職の増員等を行います。あわせて、従来の法定研修等に加え外部研修機関等のより専門性の高い研修への派遣や関係機関との合同研修、学識経験者や外部の専門家を講師とした、高度な技術習得を目指した研修の企画実施を行い、児童相談所の体制及び専門性の強化を図ります。

また、児童相談所、フォスタリング機関、里親支援専門相談員の役割の明確化、 更には熊本県里親協議会を加えた 4 者の連携強化を図り、更なる里親家庭支援の推進に取り組みます。

②社会的な支援の必要性が高い ~~子~~子どもや家庭への理解と支援

虐待の未然防止・早期発見や子育てに孤立している家庭等への関心や理解が社会全体で図られるよう、虐待防止等の広報・啓発活動等を行います。併せて、~~子~~子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、~~子~~子どもの貧困対策の推進にも取り組みます。

さらに、子どもの命を守り、子どもの権利を守るために、令和 6 年（2024 年）1 月に「子どもの権利サポートセンター」を設置します。学校内外を問わず、子どもの悩みに関する相談を受け付け、課題の解決を図るなど、子どもの権利擁護の推進に取り組みます。

③家庭・地域等と連携した人権教育の推進

専門家とも連携して、特別支援教育、いじめ、不登校、引きこもり対策を強化するとともに時代の要請に対応し、~~子~~子どもの主体性を重視した活動と、性に関する指導を通じたいのちを守る教育を充実させ、~~子~~子ども一人ひとりが、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができ、それを具体的な態度や行動に現すことができるよう、家庭・地域等と連携しながら人権教育を進めていきます。

④人権教育の学習内容・方法等の改善・充実

児童生徒が自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に表れることができるように、人権が尊重される学習活動の工夫と展開、人間関係づくり、環境づくりを推進する。また、『~~児童の権利に関する条約~~ **子ども基本法**』の周知と『~~子~~ **子どもの意見表明の機会**』の確保を目指した~~子~~ **子ども議会**や熊本市~~子~~ **子ども**フォーラムの開催及び各学校における校則の見直しを推進します。

3 高齢者に関する人権問題

(1) 現状と課題

少子高齢化の進展により、熊本市の高齢者（65歳以上）人口及び高齢化率は、平成29年(2017年)の18万4千人（25.0%）から、令和7年(2025年)には20万4 3千人（~~28.4~~ 27.9%）になると予測され、これに伴い認知症高齢者の数も、平成29年(2017年)に2万6千人であったものが、今後も更に増加し、令和7年(2025年)には約4万2千人に達するものと見込まれます。

高齢になると、身体状況の変化等により自らの生活や環境をコントロールすることが難しくなることなどから、他者から権利を侵害されたり、権利を行使できない状況に陥りやすくなります。

このため、高齢者虐待の防止と対応に向けた取組や、高齢者の「生命」や「財産」をはじめとした様々な権利を保護し尊厳を保持するための、成年後見制度の活用等による権利擁護の取組が重要となります。

またさらには、高齢者（障がいのある人、妊婦の方についても共通）に対する、周囲からの気遣いや施設等のバリアフリー化が重要な課題となっています。

また、高齢者だけではなく、65歳未満で発症する若年性認知症においては、病気に対する苦しみだけではなく、働き盛りであったり、子育て中であったりすることから、仕事や生活に支障をきたしたり、周囲に病気のことを理解されないといった問題が生じています。

(2) 基本方針

【「~~高齢者一人ひとり~~の人権と自立が尊重され、~~みんな~~で~~お互い~~に支え合いながら住み慣れた地域で、健康でいきいきと、その人らしく安心して暮らせる社会」の実現】

平成15年(2003年)から「熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（通称「くまもとはつらつプラン」）」を3年ごとに見直しを行いながら、総合的な高齢者施策を推進しています。

さらに、年齢や障がいの有無等に関わらず、社会生活・社会参加ができるよう、市管理施設のバリアフリー化に取り組みます。

(3) 施策の体系

高齢者一人ひとりの人権と自立が尊重され、**みんなでお互いに**支え合いながら住み慣れた地域で、健康でいきいきと、その人らしく安心して暮らせる社会の実現

①認知症高齢者の理解を深めるための普及・啓発

②認知症高齢者の早期発見・早期対応と家族等の支援

③高齢者虐待の防止と対応

④成年後見制度等による高齢者の権利擁護

(4) 主な取組

①認知症高齢者の理解を深めるための普及・啓発

認知症や高齢者の権利擁護のための制度等に関する市民一人ひとりの正しい理解、浸透を図るため、周知・啓発活動について継続して取り組みます。

②認知症高齢者の早期発見・早期対応と家族等の支援

身体の状態や社会的な判断能力が低下した高齢者、また認知症高齢者の権利を保持し、高齢者一人ひとりの人権と権利を確保する必要があることから、地域団体等を含む関係機関と連携し権利擁護体制を強化するとともに、区の日常生活圏域ごとに設置される地域包括支援センターの総合相談機能や虐待防止への対応を強化します。

また、若年性認知症への対応については、認知症コールセンターに若年性認知症コーディネーターを配置しており、引き続き、関係機関と連携して支援します。

③高齢者虐待の防止と対応

介護保険養介護施設等に対し高齢者の権利擁護や認知症ケアに関する研修等を引き続き実施し、虐待行為等の未然防止に努めるとともに、指導監査の強化に取り組みます。

④成年後見制度等による高齢者の権利擁護

認知症高齢者で判断能力が不十分な方で、財産管理や身上監護（介護施設への入所・退所）についての契約や遺産分配などの法律行為等を、自分で行うことが困難な方々を保護し、支援する制度である成年後見制度等によって高齢者の権利擁護に取り組みます。

市民や支援者が成年後見制度について相談できる窓口として設置している熊本市成年後見支援センターでは、随時、電話、メール、訪問等による相談受付に加え、専門職（弁護士・司法書士）に相談できる専門職相談会を開催します。

4 障がいのある人に関する人権問題

(1) 現状と課題

障がいのある人が地域で安心して生活を送ることができる社会にするためには、障がいのある人一人ひとりの人権が尊重されるとともに、その権利・利益が擁護されなければなりません。

本市においては、~~平成30年度(2018年度)には、本市の障がい福祉施策に関する基本的な事項を定めた「熊本市障がい者生活プラン(平成31年度(2019年度)～令和5年(2023年度))」を策定しました。~~
~~に基づき、障がい者サポーター制度(研修会、ワークショップ、啓発イベント等)や障害者差別解消法への対応(障がいのある人に対する「合理的配慮」)等をとおして、市民への理解啓発や交流活動の促進、差別や偏見の解消に取り組んでいます。~~

~~また、障がいのある子どもたちに適切な指導や支援を行い、だれもがそれぞれの違いを認め合いながら活躍できる共生社会を構築するための基盤となる「特別支援教育」を推進しています。~~

しかし現実には、障がいに対する誤解や偏見から、差別を受けたり、嫌な思いをした経験がある方も多く、障がいのある人が生活のしづらさを感じることもないまちづくりが求められています。

そのためには、障がいのある人に関わる人や市民に対し、障がいや障がいのある人の特性を理解し、だれもが互いに人格と個性を尊重し共生する社会(共生社会)の一層の浸透を図る必要があります。

~~また、家庭、地域、学校、職場等において、障がいのある人の社会参加の権利が保障されるよう、障がいのある人の人権に関する教育や合理的配慮の啓発を推進する必要があります。~~

さらに、障がいのある人が安心して暮らせるように、障がいのある人の人権と権利擁護を目的とする地域福祉権利擁護事業や成年後見制度(法人後見人及び市民後見人)については、日常的な相談・援助、財産の保全・管理等のサービスを~~とおして周知・広報し行うとともに~~、その普及を図っていく必要があります。

また、令和2年(2020年)3月には手話言語条例を制定しました。この条例では、手話が言語であるとの認識のもと、すべての市民が障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重しあう共生社会の実現を目指すこととしていることから、市民、事業者、関係団体と連携しながら、手話に関する施策を確実に実施していくことが求められています。加えて、障がいのある人が働きやすい環境を整備するため、事業主に対して、様々な障がいへの正しい知識を普及していくことが重要です。

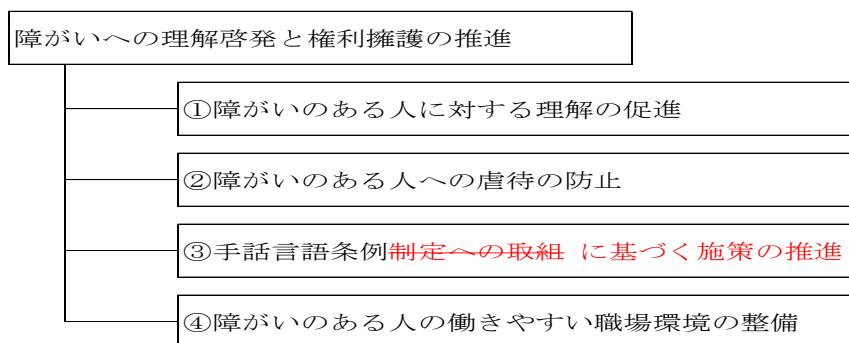
学校教育においては、障がいのある子どもたちに適切な指導や支援を行い、だれもがそれぞれの違いを認め合いながら活躍できる共生社会を構築するための基盤となる「特別支援教育」の充実を図るとともに、「特別支援教育」への理解を深めるための啓発を行います。

(2) 基本方針

【障がいへの理解促進と権利擁護の推進】

すべての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、だれもが互いに人格と個性を尊重し共生する社会(共生社会)の実現を目指して、障がいへの理解促進と権利擁護を推進します。

(3) 施策の体系



(4) 主な取組

①障がいのある人に対する理解の促進

~~研修をととし多くの市民が「知らない・無関心」から「理解者・実践者」へ行動変容の動機付けとなるよう、社会参加の促進につながる~~ これまで「障がい」について知る機会がなかったり、障がいのある人と接する機会がなかったりした人に、障がいへの理解を深めてもらい支援につなげる取組である障がい者サポーター制度の充実やヘルプカードマーク（※ 40-11）の普及、障害者差別解消法の周知徹底など、障がいのある人に対する理解を広めながら、~~日々の暮らしや活動の中で支援ができるよう実践的啓発~~に取り組みます。

また、特別支援学級・特別支援学校に在籍する児童生徒による「熊本市立小中学校特別支援学級・特別支援学校児童生徒作品展（ハッピースマイルアートギャラリー）の作品展示等を通して、参加者相互の交流を深めるとともに、市民への特別支援教育の理解を広く図ります。

②障がいのある人への虐待の防止

障害者虐待防止法にかかる広報・啓発に努めるとともに、障がいのある人に対する虐待に関する通報等の受付けや、虐待に関する啓発活動、障がい福祉サービスを実施する事業者に対しては指導及び監査の強化を行い、障がいのある人への虐待の防止とその解消を図ります。

③手話言語条例制定への取組に基づく施策の推進

~~手話が言語であるとの認識に基づき、障がいの有無に関わらず、互いを理解し共生する社会を築くために、手話言語条例の制定に取り組み、手話への理解促進と普及を図ります。~~

条例に基づき策定した手話に関する施策の推進方針に従い、手話言語条例施策推進委員会を開催しながら、施策の実施に取り組みます。

④障がいのある人の働きやすい職場環境の整備

市における障がいのある人の雇用については、法定雇用率以上になるよう採用するとともに、障がいのある人が有する能力を有効に発揮できるよう、働きやすい職場環境の整備に取り組みます。

【用語解説】

（※ 40-11）ヘルプカードマーク

内部障がいや発達障がい、難病の方など、外見からわからなくても支援や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのカードマークです。

(1) 現状と課題

~~部落差別（同和問題）（部落差別）~~は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態におかれることを強制され、今なお同和地区、被差別部落などと呼ばれる特定の地域の出身や、そこに住んでいることを理由に様々な差別を受けることのある、我が国固有の人権問題です。

今でも、調査業者等による住民票等の不正な取得行為や全国の被差別地域を記載した差別的な書籍がインターネット上に掲載され、そうした差別情報や差別発言が拡散されたり、結婚等に絡んだ出身地の調査が行われるなど、依然として差別事象が見られ、人権にかかる問題として深刻な状況が続いています。

~~部落差別（同和問題）（部落差別）~~に関する~~差別意識の解消に向けた~~人権教育・啓発は、これまでの教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、~~部落差別（同和問題）（部落差別）~~を重要な人権問題の一つとして捉え、解消に向け、積極的に推進していかなければなりません。~~部落差別（同和問題）（部落差別）~~については、「寝た子を起こすな」という考え方が根強くありますが、~~部落差別（同和問題）（部落差別）~~の解決には、こうした認識の解消が重要であり、そのためには、~~部落差別（同和問題）（部落差別）~~に関する史実に基づく歴史認識と厳しい差別の現実を深く学び、そこから被差別者の痛みや悲しみを共有し、「差別を許さない」とする共感と連帯の輪を広げていく必要があります。

本市においては、同和对策に係る特別措置法が失効するまでの33年間、様々な施策や事業を実施して、道路、公園、住宅の整備等のハード面の整備と、産業の振興、就労の安定、社会福祉の向上、教育の充実等の地域を取り巻く環境や生活状況の改善に努めてきました。また、平成28年(2016年)12月16日に施行された「部落差別解消推進法（※4-12）」が施行され~~では~~、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、国~~及び地方公共団体~~との連携を図りつつ、その地域の実情に応じて、相談体制の充実、教育・啓発の推進及び国が行う実態調査への協力が規定されています。

これを踏まえて、講演会やセミナー、映画上映をはじめ、ふれあい文化センター・植木ふれあい文化センター等の人権啓発拠点施設や~~地域公設~~公民館等における講座・教室の交流をととした差別意識の解消等、様々な工夫を加えながら人権教育・啓発に向けた取組を行っています。

(2) 基本方針

【市民一人ひとりが~~部落差別（同和問題）（部落差別）~~への正しい理解と認識を深める】

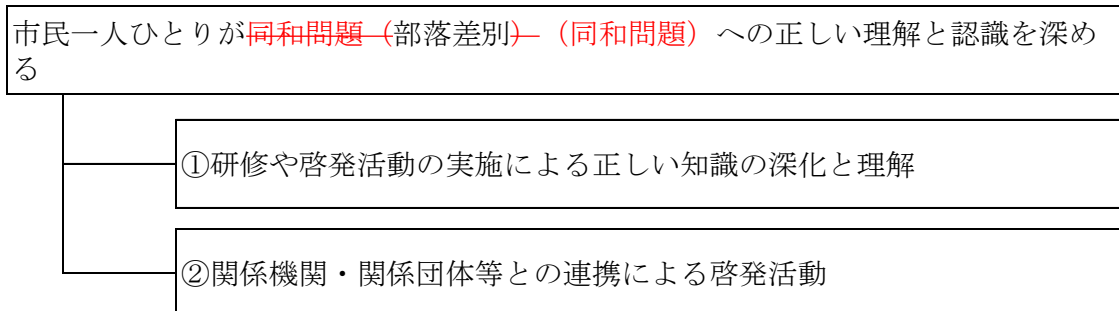
地域の実情を踏まえ、国、県をはじめ、関係機関や関係団体等と連携し、家庭、地域、学校、事業所・職場等における教育や研修をととし、~~部落差別（同和問題）（部落差別）~~に対する正しい理解と認識が得られるよう、人権教育・啓発の取組を進めます。

【用語解説】

（※4-12）部落差別解消推進法

「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年(2016年)12月16日施行）の通称です。現在でも部落差別が存在することを明記し、情報化の進展の中で部落差別が新たな状況下にあることを踏まえ、国や地方公共団体の責務を明記したものです。

(3) 施策の体系



(4) 主な取組

①研修や啓発活動の実施による正しい知識の深化と理解

市民一人ひとりが~~部落差別~~ (同和問題)—(部落差別)—への正しい理解と認識を深めることが重要であり、市民を対象とした講演会の開催や市職員、教職員の研修に努めます。また、児童生徒に対する部落問題学習の充実にも取り組みます。

②関係機関・関係団体等との連携による啓発活動

関係機関や関係団体等と連携・協力し、~~部落差別~~ (同和問題)—(部落差別)—に対する正しい理解と認識が得られるよう、あらゆる機会を捉え、人権教育・啓発に取り組みます。

6 外国人に関する人権問題

(1) 現状と課題

国際化の進展に伴い、市の外国人登録者数は、平成10年(1998年)末の時点で3,000人弱であったものが、平成30年(2018年)末には5,800人を超え、20年間で約2倍に増加し~~ています~~おり、令和4年(2022年)12月末時点では、7,272人となっています。

特に、今後は、~~社会や経済のグローバル化に伴う外国人の増加に加え、少子高齢化等の要因による労働力不足の影響を受けアフターコロナによる人的交流の再開や台湾の半導体関連企業の熊本進出など~~を背景として、~~在住外国人労働者~~の数も一層増加するものと予想されます。

人権に関する市民アンケートの結果からは外国人の人権を守るためには~~「外国語による情報提供を充実させる」が、平成25年(2013年)は25.0%で、平成30年度(2018年度)は5.4ポイント増え30.4%~~「日本人も外国人も共に暮らす市民であることの理解を深める啓発を進める」が、平成30年度(2018年度)は26.7%であったものが、令和5年度(2023年度)は3.5ポイント増え、30.2%(1位)となっています。

このような中、本市では、様々な団体との連携・協働のもと、~~市民・在住外国人~~への情報提供や多言語での相談等を行うなど、外国人にとって暮らしやすい環境づくりを進め~~るとともに、市民の国際交流の促進等に取り組んでいます~~。

しかしながら、言語や文化・習慣の違いにより、医療・福祉、防災、教育等様々な分野で問題を抱えたり、日本人との意思疎通が十分にできず、情報が伝わらなかったり、居住や地域生活で~~トラブルなどが生じる~~において不安が生じる場合があります。

~~また、文化や宗教上の違いなどから地域生活での不便さを感じたり、不快な思いをしている外国人もいます。~~

今後も異文化理解講座の実施などを通して相互理解をさらに深めるとともに、日本語支援事業の充実や行政情報の多言語化などを通して、円滑なコミュニケーションを図り、正確な情報提供を行っていく必要があります。

(2) 基本方針

【多文化共生社会の推進及びグローバルな人材の育成と集積・活用】

「熊本市国際戦略」(※12 13)中で、地域の国際化を促進するための基本的取組として、多文化共生社会の推進及びグローバルな人材の育成と集積・活用を掲げ、様々な取組を行っていきます。

今後、~~少子高齢化・労働力不足アフターコロナによる人的交流の再開や台湾の半導体関連企業の熊本進出などを背景として、在住外国人労働者の更なる増加が見込まれるため、外国人が安心して生活することができる環境整備を行い、外国人・日本人ともに、地域社会の一員として安心して暮らしていくことができる~~多文化共生社会の~~実現を目指します~~推進に取り組んでいきます。

【用語解説】

(※12 13)「熊本市国際戦略」

平成30年(2018年)3月に、世界情勢の変化や本市を取り巻く状況の変化等を踏まえ、交流人口の増加、貿易、投資等の促進につなげる「海外展開」を進め、その土台となる多様性や創造性を育む「地域の国際化」を戦略的に進めるための基本指針として策定しました。

(3) 施策の体系

多文化共生社会の推進及びグローバルな人材の育成と集積・活用

①市民を対象に異文化理解の促進や多文化共生に対する意識の醸成

②外国人に対する支援の充実

③地域を担うグローバルな人材の育成と次世代への継承

(4) 主な取組

①市民を対象に異文化理解の促進や多文化共生に対する意識の醸成

「熊本市国際戦略」に基づき、外国人にとってさらに暮らしやすい環境づくりを進めるとともに、日本人と外国人がともに活躍できる環境づくりを目指し、多様性を尊重し、ともに支えあう意識の醸成や支援が必要な外国人への生活サポートとして、「やさしい日本語教室」の開催等、様々な機会を捉え地域での学びの機会の創出などの異文化理解の促進や人権尊重意識の醸成に資する啓発を充実します。

②外国人に対する支援の充実

熊本市国際交流会館において、生活全般に関する様々な相談や情報提供を行うワンストップ型の窓口として、「熊本市外国人総合相談プラザ」を運営しています。また、在住外国人等に必要な情報を英語、中国語及び韓国語に翻訳し、熊本市国際交流振興事業団のホームページに掲載しています。他にも、事前に登録した外国人に生活及び災害情報等を英語、中国語、韓国語及びやさしい日本語で携帯メールを通じて配信し、在住外国人等が日本語会話及び生活習慣を学ぶ日本語支援事業等を実施しています。

③地域を担うグローバルな人材の育成と次世代への継承

様々な目的で本市に居住したり、本市を訪れたり、本市で活動する外国人のニーズや課題を踏まえた上で、関係団体との連携による細やかな対応と総合的な支援を行っていくなど、多文化共生社会を推進するとともにグローバルな人材の育成等に取り組みます。

また、友好都市等をはじめとする海外都市との青少年交流など、若者の国際感覚の醸成を図ります。

7 性的マイノリティに関する人権問題

(1) 現状と課題

生物学的な性的特徴により出生時に割り当てられた性別と自分の性をどう認識するかという性自認が一致しないトランスジェンダー（性同一性障害 ※~~43~~ 14）を含む）や人の性愛の向かい方である性的指向 ※~~44~~ 15）等に関して、令和5年（2023年）6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」が施行され、今後もより一層の市民の正しい理解が求められています。

~~平成25年度(2013年度)~~と平成30年度(2018年度)と令和5年度(2023年度)に実施したアンケート調査でも、性的マイノリティへの関心度は~~14.3~~ 25.6%から ~~25.6~~ 36.9%に上昇しています。

~~性的マイノリティの人々は、日常生活の様々な場面において、奇異な目で見られるなどの精神的な苦痛を受けているとともに、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあつてはならないものですが、現状として、就職をはじめ、自認する性での社会参加が難しいなど、社会の無理解や偏見のため、不利益や差別を受けている状況にあります。~~

若年層においては、当事者が正しい知識を得る機会がなく、自らの性のあり方について違和感を持ち、誰にも相談できずに自分が非典型であると悩み続ける場合もあり、さらに、家族からの理解を得られなければ孤立してしまうことになります。自身の性的指向や性自認等に悩んでいる人の相談先の情報等もまだ十分ではありません。このため、このような人々の精神的苦痛に関する相談対応が必要となります。

教育面においては、平成27年（2015年）に~~文部科学省から出された~~、「性同一性障害に係る児童生徒に関するきめ細やかな対応の実施等について」~~が文部科学省から通知文が出されに~~基づき、~~性同一性障害に加え~~、「性的マイノリティ」の児童生徒について~~もの~~特有の配慮や相談体制の充実~~が求められてを~~推進しています。

(2) 基本方針

【 市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備 】

性的指向や性自認が非典型的であることにより生きづらさを抱え、困難な状況に置かれている市民がいます。

このような方々に対する支援や、積極的に社会参画できる機会の確保は、当事者の社会的・経済的自立や健康づくりに欠かせないものです。さらには、社会における多様性の尊重とともに持続可能な社会の実現につながるものです。このことから、様々な困難を抱えた方々が安心して暮らせる環境の整備に取り組みます。

【用語解説】

※~~43~~ 14) 性同一性障害

からだの性（生物学的な性）とこころの性（性の自己意識）が一致しない状態を「~~性同一性障害~~（Gender identity disorder - (GID)）」と呼びます。~~指す医学用語のことをいいます。~~

~~平成16年(2004年)7月施行の「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」により、性同一性障害者であつて、①二十歳以上であること②婚姻していない③未成年の子がいない④性別適合手術を受けているなどの一定の要件を満たすものについては、家庭裁判所で性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。世界保健機関（WHO）では身体的性と性自認が不一致である状態を、これまで性同一性障害として「精神疾患」に分類していましたが、2022年より「性別違和」と名称を変更し、分類も「性の健康に関連する状態」に変更されました。~~

※~~44~~ 15) 性的指向

人の性愛がどういう対象に向かうのかを「性的指向」と言い、具体的には、性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を指します。

(3) 施策の体系

市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備

①性的マイノリティへの理解及び支援・社会参画の促進

(4) 主な取組

①性的マイノリティへの理解及び支援・社会参画の促進

性別違和（トランスジェンダー）の方へ配慮するため、市民が提出する申請・届出書等の性別記載欄について不要なものを削除するよう市全体で取組を進めるとともに、平成31年(2019年)4月には熊本市パートナーシップ宣誓制度（※45 16）を創設し、運用してまいりました。

さらに、市職員や市民、企業を対象としたセミナー等を開催するなど、多様な性のあり方についての理解促進に努め、偏見や差別の解消につなげるほか、性的マイノリティ当事者及び支援団体等と意見交換をおこなう場を設けるなど、生活上の様々な困難や悩みの解消につながるよう取り組みます。

また、性的マイノリティの方のこころの悩みについては、職員や各相談機関の相談員を対象とした研修会を開催にサポートハンドブック等を配布・周知しスキル向上に努めるなど、相談・支援体制を充実します。

また、教育現場においては、多様性を尊重する人権教育の一環として性的マイノリティに関する教育に対する理解の推進を促していきます。そしてまた、性的マイノリティに関する教職員に向けた研修の機会の増加及び充実を図り通して、性に対する多様なあり方の多様性についての認識し、と理解を深めていきます。

また、学校と教育委員会事務局、及び外部専門機関との連携を強化し、相談者本人や保護者が安心して相談できる体制の整備を図っていきます。

【用語解説】

（※45 16）熊本市パートナーシップ宣誓制度

性的マイノリティに対する偏見や差別、無理解を解消し、性の多様性が尊重されるために社会環境を整備することを目的とした制度です。対象者が互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合うことを約した関係であることを熊本市長に対して宣誓し、そのことを熊本市が公式に認め宣誓書受領書を交付します。

8 水俣病に関する人権問題

(1) 現状と課題

水俣病は、工場などから環境中に排出されたメチル水銀化合物が魚などに蓄積され、この汚染された魚などを食べることで起きる中毒性の神経系の病気で、昭和 31 年(1956 年)に水俣市でその発生が公式に確認され、平成 16 年(2004 年)10 月には、裁判において水俣病被害の拡大を防止できなかったとして、国と熊本県の責任が確定しています。

平成 21 年(2009 年)7 月には「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(※46-17)」が成立しました。~~翌、平成 22 年(2010 年)、国・県は、多くの方々が救済を求められている状況を踏まえ、同法に基づき、5 月から救済の受付を開始し、平成 26 年(2014 年)8 月にはすべての判定が終了し、3 万 7 千人を超える方々が救済を受けることになりました。~~

~~また、平成 25 年(2013 年)には、熊本市、及び水俣市において「水銀に関する水俣条約」外交会議及び準備会議が開催され、水銀及び水銀化合物の人為的な排出から人の健康及び環境を保護すること、水銀や水銀添加製品等の輸出入等の規制等を定めた水銀に関する水俣条約が、60 カ国以上の関係級を含む約 140 カ国・地域の政府関係者の他、国際機関、NGO 等、1,000 人以上が出席し、全会一致で採択され、92 カ国(含む EU)が条約への署名を行い、同条約は、平成 29 年(2017 年)8 月発効しとなりました。~~

水俣病問題は、健康被害をもたらしたばかりではなく、偏見や差別の問題をも生じさせました。原因がまだはっきりしなかった頃、伝染すると誤解され、患者が出た家庭には近づかなかったり、就職や結婚を断られたりするといった事象も起こりました。

国や水俣市では、水俣病について正しく学べるような体制を整え、~~るとともに、熊本県における重要な人権課題として、県下全域で教育啓発活動に努めています~~が、今なお水俣病に対する偏見や差別の問題が存在しています。

(2) 基本方針

【水俣病に対する正しい理解のための啓発推進】

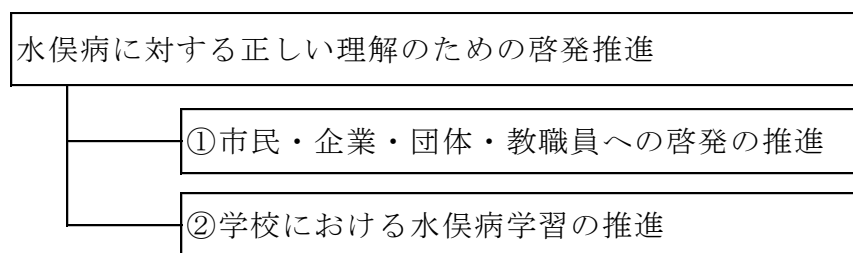
偏見や差別の解消のためには、正しい知識を広め、理解を深めていくことが不可欠であり、継続して水俣病の情報や教訓、発生地域の再生状況等を広く発信していくため、講演会等の啓発活動に取り組みます。

【用語解説】

(※46-17) 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法

発生から半世紀以上にわたる、水俣病の被害者の救済を図るため、救済措置として、対象者、判定方法、支給内容、申請の受付及び水俣病被害者手帳について規定したもので、平成 22 年 4 月制定されました。

(3) 施策の体系



(4) 主な取組

①市民・企業・団体・教職員への啓発の推進

市民や企業・団体の人権啓発指導者を対象とした水俣病資料館等の現地訪問研修、教職員や市民を対象とした講演会等の機会をとらえたパンフレット配布や市民及び人権協会員を対象とした水俣現地研修の実施などの啓発に取り組みます。

また、教職員においては児童生徒の水俣病に関する正しい理解を深めるために、~~県の協力(又は県の主催)~~で「教職員を対象とした水俣病啓発事業」(県主催)を継続して実施しています。

②学校における水俣病学習の推進

小学校5年生全員を対象に、~~熊本県環境センターや水俣病資料館や~~水俣病情報センター等での調べ学習や語り部の方の講話傾聴等の体験学習をとおして、水俣病への正しい理解と差別や偏見を許さない心情や態度を育むことを目的とした、「水俣に学ぶ肥後っ子教室」(県主催)を~~県の協力(又は県の主催)~~で継続して実施しています。

また、水俣病患者が学校を訪問し、小・中・高等学校・特別支援学校の児童生徒との交流を通して水俣病と水俣病の教訓を伝えるための「学校訪問事業」(県主催)を~~県の協力(又は県の主催)~~で継続して実施しています。

このような取組をもとに、発達段階に応じて継続した学習を行うことにより、学びを深めるよう、取り組んでいきます。

9 ハンセン病回復者とその家族に関する人権問題

(1) 現状と課題

ハンセン病は、「らい菌」という細菌による感染症ですが、感染力は極めて弱く、現在は治療方法が確立した治癒する病気です。

ハンセン病患者を隔離する必要は全くありませんが、我が国では、明治時代から施設入所を強制する隔離政策が採られてきました。この隔離政策は、昭和28年(1953年)に改正された「らい予防法」においても引き続き維持され、昭和35年(1960年)にWHO（世界保健機関）が外来治療を勧告した後も続けられました。このような国の長年にわたるハンセン病患者に対する隔離政策により、病気に対する差別意識が社会に根付き、ハンセン病回復者だけでなく、その家族までも人権上の制限や差別等を受けてきました。

熊本県主催の平成15年度(2003年度)「ふるさと訪問事業」において、国立療養所菊池恵楓園（※~~47~~18）の入所者が、ハンセン病回復者であることを理由に予約先のホテルから宿泊を拒否されるという事件が発生したのは、現在もなお、ハンセン病に関する不正確な知識に起因する差別や偏見が根強く残っていることの表れです。

ハンセン病回復者、さらにはその家族に対する偏見や差別、人権侵害の多くは、誤った医学的知識や思い込みから生まれています。

今後も、これらハンセン病回復者及びその家族が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるよう、人権を尊重する視点に立ち、家庭、地域、学校、事業所・職場等のあらゆる場において、人権教育・啓発に取り組む必要があります。

(2) 基本方針

【ハンセン病についての正しい認識とハンセン病回復者及びその家族に対する理解の深化】

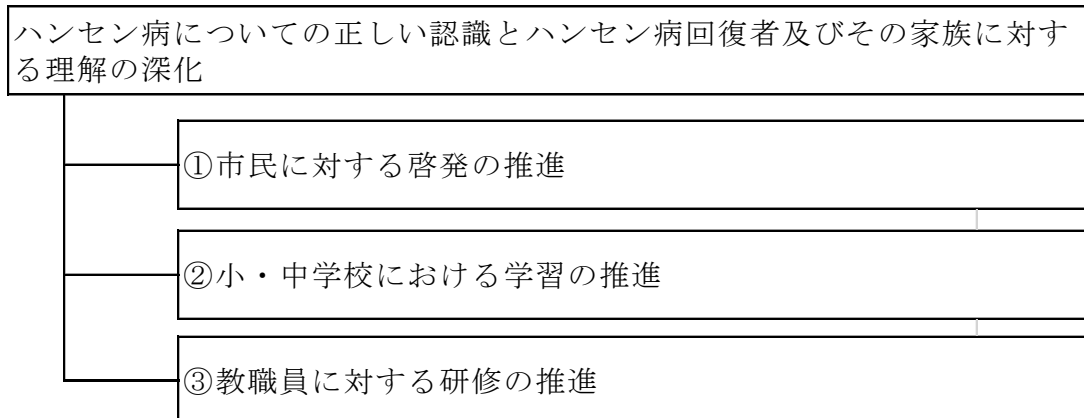
ハンセン病回復者及びその家族が、良好かつ平穏な生活を営むことができるよう、人権を尊重する視点に立ったあらゆる場における人権教育・啓発への取組を推進します。

【用語解説】

（※~~47~~18）国立療養所菊池恵楓園（きくちけいふうえん）

熊本県合志市にあるハンセン病療養所です。明治40年(1907年)の「らい予防二関スル件」に基づき、全国5ヶ所に設置された公立療養所の一つであり、明治42年(1909年)、九州7県連合立第5区九州らい療養所という名称で、現在地に開設されました。昭和16年(1941年)から運営が国に移され、現在の名称に改められました。

(3) 施策の体系



(4) 主な取組

①市民に対する啓発の推進

ハンセン病回復者及びその家族に対する偏見や差別意識の解消に努めていくことが求められることから、人権週間や様々な啓発イベントにおいて、人権講演会をはじめ、パネル展示や啓発冊子の配布等をとおして、ハンセン病についての正しい認識を持ち、ハンセン病回復者及びその家族に対する理解が深まるよう、啓発活動に取り組んでいます。

また、市民及び人権協会会員を対象とした菊池恵楓園訪問での現地研修等のフィールドワークを実施するとともに、地域や地域団体、行政においても、菊池恵楓園入所者の方との交流やハンセン病回復者等の講話を聴く活動を行っています。

②小・中学校における学習の推進

小・中学校では、発達段階に応じた継続的な学習、正しい知識の普及と併せた人間的な交流を通じて学びを深め、児童生徒に差別や偏見を許さない心情や態度の育成を図っていくことを目的として、ハンセン病回復者の語りを収録したDVD（平成19年度(2007年度)作成）や厚生労働省、県等が作成したパンフレット等を配布しています。それらの活用を進めるなど、ハンセン病をめぐる人権学習の充実を今後も図っていきます。

③教職員に対する研修の推進

ハンセン病回復者及びその家族の人権についての基本的認識を深め、人権教育推進に向けた資質及び実践的指導力の向上を図るため、教職員を対象とした「菊池恵楓園での現地研修会」等のフィールドワーク教職員への研修を実施していきます。

10 エイズ患者やHIV（エイズウイルス）感染者に関する人権問題

(1) 現状と課題

平成30・令和4年(2018・2022年)末の全国のエイズ患者数(9,313・10,551人)とHIV感染者数(20,836・23,856人)の合計は30,149・34,407人(熊本県の報告数は175・213人)となっており、特に、若者への広がりが問題となっています。

HIVは、~~治療によりエイズの発症を抑え、相手への感染を防ぐこともできるようになりました。~~
~~また、職場や学校などの日常生活の中では感染することがないため、いたずらに感染を恐れる必要はありません。~~職場や学校などの日常生活の中で感染することはまずありません。また、治療の進歩により、早期に発見し治療を継続して受けることで相手への感染を防ぐことが出来るようになりました。HIVに感染していても、治療によりエイズの発症を防ぎ、長期存命が可能になりました。

エイズ患者やHIV感染者、さらにはその家族に対する差別や偏見、人権侵害の多くは、~~医学的に不正確な古いまま更新されていない~~知識や思い込みによる過度の危機意識から生まれます。市民一人ひとりが感染症に対する正しい知識を持ち理解を深め、差別や偏見意識の解消に努めていくことが求められています。

このようなことから、感染症の患者等の人権を尊重するという視点に立ち、関係行政機関や民間団体等とも連携しつつ、家庭、地域、学校、職場等のあらゆる場において、正しい知識の普及・啓発の取組を進めていく必要があります。本市では、感染及び発症予防のため、早期検査の推奨、安心して相談できる体制づくりに努めるとともに、エイズ患者やHIV感染者に対する差別や偏見の解消に取り組んでいます。

(2) 基本方針

【市民一人ひとりがHIV感染の予防を考え、正しい知識を持ち、感染者との共存について理解する】

感染症の患者等の人権を尊重するという視点に立ち、関係行政機関や民間団体等とも連携しつつ、家庭、地域、学校、職場等のあらゆる場において、正しい知識の普及・啓発の取組を進めていきます。

(3) 施策の体系

市民一人ひとりがHIV感染の予防を考え、正しい知識を持ち、感染者との共存について理解する

①啓発活動の推進

②相談・検査業務の充実

(4) 主な取組

①啓発活動の推進

小学校、中学校、高校では、「熊本市性に関する指導《指導案集》」に準じて 基づき、H I V感染に対する不安やH I V感染者に対する偏見をなくすことを目的として、系統的なエイズ教育に関する指導を推進しています。

保健所では、エイズに関する理解を深める取組として、高校、専門学校等を対象とした専門医師等を活用した講師派遣事業と、職員による出前講座を中学校、高校、専門学校、企業等に対して行っており、平成30年度(2018年度)の実施回数及び実施対象人数は、27回、4,640人でした。実施します。

また、学校、市関連施設、市電、一般事業所等へのポスター等の掲示や啓発物の配布、高校文化祭、大学学園祭や街頭でのエイズ啓発キャンペーン、SNSやラジオでの情報発信等を行い、エイズに関する理解を深める取組を行っています。

②相談・検査業務の充実

保健所での相談・検査業務では、市民が安心して相談できる環境整備に努めており、平成30-令和4年(2018-2022年度)は1,276,672件の相談がありました。これらの取組はを、医療関係者や大学生ボランティアグループ、市民グループ等と連携して行っています。

1 1 刑を終えた出所者等に関する人権問題

(1) 現状と課題

刑を終えた出所者等は、本人に真摯な更生の意欲があっても、周囲の根強い偏見や差別意識があり、就職や入居等の面で社会に受け入れられないなど、現実には極めて厳しい状況にあります。また、その家族の人権が侵害されることもあります。

昭和24年(1949年)7月に「犯罪者予防更生法」が施行され、現在の更生保護制度が始まりました。昭和26年(1951年)には、犯罪の防止と犯罪を犯した人たちの立ち直りには一般市民の理解と協力が不可欠であるという認識から、7月、法務府(現在の法務省)が「社会を明るくする運動」を国民運動としてスタートさせました。平成22年(2010年)には、「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」に名称が改められ、さらに地域に根ざした国民運動として一層の推進が図られています。

また、平成28年(2016年)12月には「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、本市においても、令和3年(2021年)3月に「熊本市再犯防止推進計画」を策定し、関係団体との連携強化と広報・啓発を重点項目のひとつとして取り組んできたところであります。特に“社会を明るくする運動”については、関係機関・団体等で構成する「熊本市推進委員会」を設置し、7月を「~~“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～~~」強調月間と定め、熊本市推進大会を開催し、各区の保護司会や関係機関・団体等と一体となって、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生への理解を深める取組を行っています。

今後も、引き続き、~~出所者等やその家族をはじめに対する人権について~~、職場や地域社会等の周囲の人々など、市民の理解と協力を得るために、さらなる啓発に取り組む必要があります。

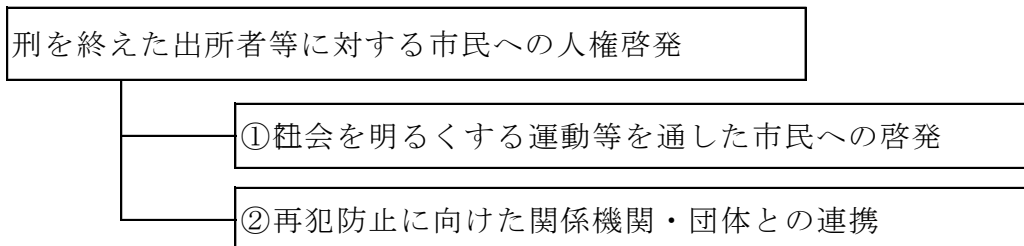
~~また、平成28年(2016年)12月には国民が安全で安心して暮らせる社会を実現するため「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されたことにより、本市においても熊本市再犯防止推進計画(仮称)の策定に取り組んでいます。~~

(2) 基本方針

【刑を終えた出所者等に対する市民への人権啓発】

刑を終えた出所者等が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるように、市民の理解のための人権啓発に取り組みます。~~また、出所者等の家族の人権が侵害されないよう、啓発に取り組みます。~~

(3) 施策の体系



(4) 主な取組

①社会を明るくする運動等を通じた市民への啓発

「“社会を明るくする運動” ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」熊本市推進大会をの開催し等により、市民への啓発に取り組みます。また、当運動の推進委員は地域の実情に応じた効果的な方法により広報・啓発活動に取り組みます。

またさらに、市政だよりや市ホームページ等の広報媒体を活用して、罪を犯した人やその家族の人権について、市民への人権啓発に取り組みます。

②再犯防止に向けた関係機関・団体との連携

熊本保護観察所や保護司会等の関係機関・団体と定期的な意見交換会を開催し、情報の共有を図っていきます 連携して再犯防止対策に取り組みます。

また、熊本保護観察所や保護司会等の関係機関・団体と連携して、熊本市再犯防止推進計画（仮称）を策定し、再犯防止対策に取り組みます 相互に関連が深い「防犯」「再犯防止」「犯罪被害者等支援」の3つを柱とした施策を進め、相互理解の促進を図ります。

1 2 犯罪被害者等に関する人権問題

(1) 現状と課題

犯罪被害者やその家族・遺族（以下「犯罪被害者等」といいます。）の多くは、犯罪による直接的な被害に加え、精神的・経済的にも大きな影響を受けます。また、~~犯罪被害者やその家族に対する周囲の憶測による誹謗中傷や配慮に欠ける言動、プライバシーの侵害や心身の不調名誉毀損、私生活の平穩の侵害等、二次的被害の問題も指摘されていますにも苦しんでいます。~~

~~このため、犯罪被害者等に対しては、刑事司法手続、保護手続及び被害回復のための諸制度に関する情報を受けることができる環境整備とともに、二次的被害の防止、軽減及び回復並びに再被害の防止に向けた取組をする必要があります。~~

~~我が国では、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るべく、犯罪被害者等のための施策を府省庁横断的に実施し、総合的かつ計画的に推進していくため、以下のような計画が閣議決定され、着実な施策がなされています。~~

~~平成 17 年(2005 年)「犯罪被害者等基本法」施行及び「犯罪被害者等基本計画」策定~~

~~平成 23 年(2011 年)「第 2 次犯罪被害者等基本計画」~~

~~平成 28 年(2016 年)「第 3 次犯罪被害者等基本計画」~~

平成 17 年(2005 年)に「犯罪被害者等基本法」が施行され、支援策が規定されたほか、犯罪被害者等支援が地方公共団体の責務としても位置付けられ、令和 2 年(2020 年)12 月には、「熊本県犯罪被害者等支援条例」が施行されました。

これまで、本市においては、相談窓口を設け、熊本県警察や公益社団法人くまもと被害者支援センターと連携しながら、適切な相談機関等につなぐ役割を担ってきたほか、市民への広報啓発等に取り組んできましたが、市民に最も身近な基礎自治体として、さらなる支援策の充実が求められています。

~~本市においては、犯罪被害者等に対する支援や社会への広報啓発活動に取り組んでいる、熊本県警察や公益財団法人くまもと被害者支援センターと連携しながら、専門機関への紹介や各種パンフレットの設置など、案内窓口を設置するとともに、市民への広報啓発に取り組んでいます。今後とも引き続き、犯罪被害者やその家族に関する人権問題に取り組む必要があります。~~

そこで、本市では、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、令和 5 年(2023 年)9 月に、「熊本市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

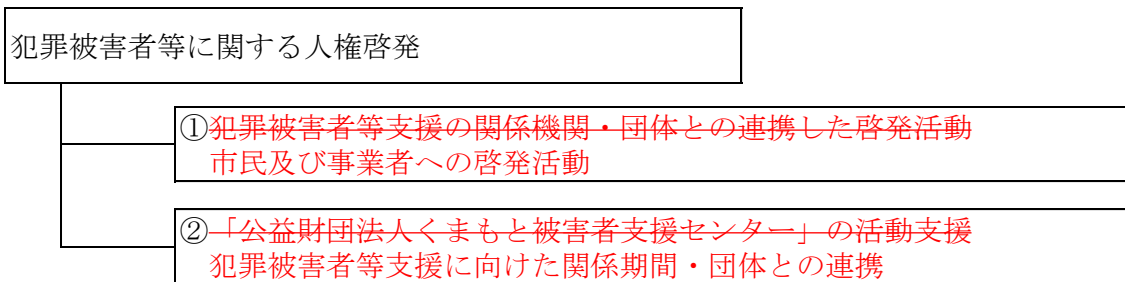
今後、条例理念に基づき、犯罪被害者等が置かれている状況や二次被害の防止等について、市民の理解促進を図ることにより、犯罪被害者等の人権問題に取り組んでいく必要があります。

(2) 基本方針

【犯罪被害者等に関する人権啓発】

関係機関・団体との連携による支援体制の充実と犯罪被害者やその家族に関する啓発に取り組み、犯罪被害者等の人権が尊重される社会をつくります。

(3) 施策の体系



(4) 主な取組

①犯罪被害者等支援の関係機関・団体との連携した啓発活動 市民及び事業者への啓発活動

公益財団法人くまもと被害者支援センター、熊本県警察等の関係機関、専門機関等と連携し、犯罪被害者やその家族が置かれた現状や支援の必要性を社会に周知するための広報啓発活動に取り組んでいます。

犯罪被害者やその家族・遺族が置かれた現状や、二次被害の防止等について市民や事業者の理解を深めるため、広報誌などの各種媒体等の様々な機会を通じ、広報啓発活動に取り組めます。

②「公益財団法人くまもと被害者支援センター」の活動支援 犯罪被害者等支援に向けた関係機関・団体との連携

公益社団法人「くまもと被害者支援センター」、熊本県警察等の関係機関と連携し、相談員や支援ボランティアの養成を図り、犯罪被害者等への支援の充実を図ります 犯罪被害者等支援策の充実を図ります。

また、相互に関連が深い「防犯」「再犯防止」「犯罪被害者等支援」の3つを柱とした施策を進め、相互理解の促進を図りに取り組めます。

1.3 インターネットに関する人権問題

(1) 現状と課題

インターネットは、今や私たちの日常生活に欠かせないものとなって~~おり、インターネットの普及率も80.9%（平成29年(2017年)）となっ~~ています。戸籍や住民票、税や福祉等の個人情報の大半がコンピュータによって管理されており、コンピュータウィルスやネットワークへの不正侵入等の外部からの脅威、過失や故意による内部の情報漏洩等への対策が必要となっています。

また、~~携帯電話や~~スマートフォンの普及も目覚ましいものがあり、大人はもとより~~子~~こどもの所有率も増加しており、多くの人が電子メールや電子掲示板、SNS（※~~18~~ 19）、オンラインゲーム（※~~19~~ 20）等~~の機能~~を使って、多様な情報を気軽に収集・発信し、コミュニケーションを楽しんでいます。

誰でも気軽にインターネットを利用した通信や情報のやり取りができるようになった反面、今までは考えられなかったような事件や犯罪、人権侵害や名誉き損、迷惑行為等が頻発しています。

インターネット上の情報は次々とコピーされ、一度公開されたり、流出したりした情報を回収するこ

インターネット上での人権侵害の事例

- 本人の許可なく名前や住所、電話番号、アドレス等の個人情報がホームページで公開された。
- 特定の個人・団体を対象とした差別的な表現の書き込み。
- 他人を誹謗中傷する電子メールを執拗に送り続けた。
- 名誉を傷つける情報を電子掲示板に掲載した。
- 事件や事故の被害者や加害者の実名や顔写真がブログに掲載された。
- 行政や企業等が保管する個人情報が、不正アクセスなどによりネット上に大量流出した。

とは極めて困難です。しかも、発信者に匿名性があることや情報発信が容易であることから、道徳観や罪悪感が希薄になりがちです。このような「だれもが被害者にも加害者にもなる可能性がある」といった実態が問題の解決を困難にしています。

また、人権を侵害する違法・有害情報等に対しては、「プロバイダ責任制限法」（※~~20~~ 21）に基づき、プロバイダ等に対して、インターネット上の情報の削除や発信者の情報開示を被害者が求めることができますが、他人になりすまして発信するなどして、プロバイダを特定できない等悪質かつ巧妙化しています。

こうした行為を抑止すべきとの国民の意識が高まる中、誹謗中傷の実態への対処として、令和4年（2022年）7月、侮辱罪（刑法）の法定刑の引き上げ（1年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料）が行われました。

(2) 基本方針

【個人情報の管理とインターネット利用上の情報モラルに関する学習機会の提供】

セキュリティの強靱化と市民及び学校教育における啓発活動に取り組みます。

【用語解説】

（※~~18~~ 19） SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）

友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場の提供や、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりをとおして新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のWebサービスのことです。Facebook やインスタグラム、LINE、GREE 等がよく知られています。

（※~~19~~ 20） オンラインゲーム

インターネットを介して複数の人が同時に参加して行われるコンピュータゲームを言います。

（※~~20-21~~） プロバイダ責任制限法（「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」）

ウェブページや電子掲示板などで行われる情報の流通によって権利侵害があった場合において、プロバイダ、サーバの管理者・運営者、掲示板管理者などの損害賠償責任の制限と、発信者情報の開示を請求する権利を定めたものです。

(3) 施策の体系

個人情報の管理とインターネット利用上の情報モラルに関する学習機会の提供	
	①情報セキュリティポリシーの見直しや職員研修の強化及びセキュリティ対策ソフトの導入等
	②学校教育における取組
	③市民を対象とした啓発活動への取組
	④差別事象への対応

(4) 主な取組

①情報セキュリティポリシーの見直しや職員研修の強化及びセキュリティ対策ソフトの導入等

個人情報等については、重要な情報が危険にさらされるといった問題への対応強化も必要となっているため、環境に即した情報セキュリティポリシー（※21 22）の見直しや、情報セキュリティに関する職員研修の強化といった運用面と、セキュリティ対策ソフトの導入や、二要素認証によるセキュリティの強靱化といった技術面の両方からの対策を実施しています。

②学校教育における取組

各小中学校の情報教育担当教員に情報モラル教育推進リーダー研修を実施し、最近のSNS等によるトラブルを知り、情報モラル研修の進め方等の研修を行い、自校へ持ち帰り教職員への周知、生徒への授業の実践につないでいます。また、教育委員会の職員が学校へ出向き、情報モラルについて直接児童生徒への出前授業や職員向けの「パッケージ研修」も行っています。

さらに教職員向けの研修も実施し、学校現場での情報モラル教育の推進に努めるとともに、ネットトラブルの対策についての研修も行っています。

③市民を対象とした啓発活動への取組

保護者を含めた一般市民への情報モラル教育の推進に努め、学校現場において児童生徒たちがさらされているネット社会の現状を学び、正しい知識を得られるような啓発に取り組んでいます。

市民に対しても、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解と適正な利用及び、人権侵害を受けないような対応策や、侵害を受けた場合の対応方法についての啓発に取り組んでいます。

また、SNSの利用に関して街頭キャンペーン等を行い、青少年への啓発に取り組みます。

④差別事象への対応

差別事象に関するネットパトロールを実施するとともに、インターネットによる人権侵害を受けた人を救済するために事案について、行政による削除要請が必要な時は、熊本地方法務局、~~熊本県人権擁護委員連合会~~、熊本県と連携した対応を行っています。

（※21 22）情報セキュリティポリシー

~~自治体や企業全体の情報セキュリティに関する基本方針のことです。広義には、セキュリティ対策基準や個別具体的な実施手順等を含みます。どの情報を誰が読み取れるようにするか、どの操作を誰に対して許可するか、どのデータを暗号化するかなど、情報の目的外利用や外部からの侵入、機密漏洩等を防止するための方針を定めたものです~~
情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準のことです。

1 4 災害に関する人権問題

(1) 現状と課題

平成 28 年(2016 年)4 月 14 日(前震)と 4 月 16 日(本震)に熊本地方で発生した熊本地震では、最大震度 7 の地震が 2 回発生するなど、県内各地に大きな被害をもたらしました。熊本市においても家屋倒壊や液状化等の被害が発生し、本震後の 4 月 17 日には 11 万人を超える市民らが避難しました。

体育館等の避難所においては、多目的トイレが未設置であったり、施設がバリアフリー化されていない等の課題がありました。また、避難生活でプライバシーが守られなかったことや、避難生活の長期化によるストレスに伴う嫌がらせやいさかいの発生、デマ・風評等の拡散、支援や被災状況等の必要な情報が行き届きにくいなどの問題も発生しました。さらに、要支援者(障がいのある人・高齢者・乳幼児・妊産婦等)や外国人に対して、十分な配慮や支援等の情報が行き届かないという問題もあり、障がい児等のいる家庭が避難所へ行くことができず、被災した危険な家屋での生活や車中泊を余儀なくされた事例もありました。

また、今後は、性的マイノリティ等の多様性を踏まえた男女共同参画の視点も重要となってきます。

~~平成 23 年(2011 年)3 月 11 日に発生した東日本大震災では、地震・津波による直接的な被害だけでなく、福島第一原子力発電所の事故により、未だに多くの人々が避難生活を余儀なくされています。原発事故の避難者は、避難先においても風評により差別的取扱いを受けるなど、人権に関わる深刻な問題も発生しています。~~

~~これらの震災の他、平成 29 年 7 月九州北部豪雨や、平成 30 年 7 月豪雨、平成 30 年北海道胆振東部地震でも、避難所等において熊本地震等と共通した人権問題が発生しています。~~

~~災害時に生じる恐れがある人権問題に関して、熊本地震の経験に基づく対応策を実施することが必要です。~~

熊本市では、これらの課題を踏まえ、多様な被災者の避難先の確保や避難所運営の改善、配慮が必要な方の視点を考慮した生活物資や資機材の備蓄などを進めて来しました。

令和 4 年(2022 年)10 月 1 日には、熊本市防災基本条例を施行し、災害時に市民等の生命、身体、財産及び暮らし並びに個人の尊厳を守るため、市民が安心して暮らすことができる真に災害に強いまちの実現を目指していることから、熊本地震の記憶や教訓の風化防止に取り組むとともに、近年の激甚化・頻発化している大規模な災害に対して備えて行く必要があります。

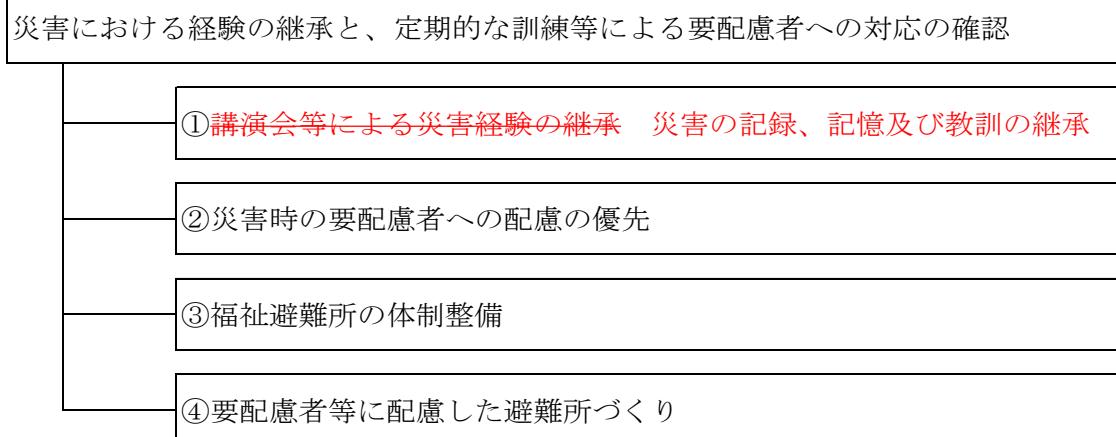
(2) 基本方針

【災害における経験の継承と、定期的な訓練等による要配慮者への対応の確認】

~~熊本地震で被災された多くの方々はもとより、東日本大震災をはじめとした各地で発生した災害で被災し、本市へ移住者された方々の復興を支援するとともに、災害時に被災者の年齢や国籍、性別及び障害の特性に関する多様性を理解し、全ての被災者がその尊厳を傷つけられることなく必要な支援を受けられるよう、適切な配慮を行うとともに、熊本地震の経験を将来へ継承する取組を実施します。~~

また、定期的な訓練等とおして、要配慮者への対応を確認するなど人権感覚の醸成を図ります。

(3) 施策の体系



(4) 主な取組

①講演会等による災害経験の継承 災害の記録、記憶及び教訓の継承

~~熊本地震等の被災者の方を招き、当時の状況等を語ってもらうシンポジウム等を開催し、災害時の経験の継承を行います。~~

熊本地震をはじめ、これまで経験した災害等を通じて得た災害の教訓等を次の世代に伝承するとともに、防災への関心及び理解を深める取組を継続的にを行います。

②災害時の要配慮者への配慮の優先

~~地域防災計画において、避難所開設・運営にあたっては、要配慮者に配慮した居住スペースの割り振り、特に高齢者や障がいのある人、女性や子どもの安心安全、プライバシーの保護などに配慮をすることなどを明記してとしており、今後も引き続き、計画の防災訓練等を通して周知徹底を図り、災害時の要配慮者への配慮を行います。~~

③福祉避難所の体制整備

大規模災害発生時に、高齢者や障がいのある人、乳幼児、その他特に配慮を要する方の避難所として開設される福祉避難所の~~協定施設の拡充に努め、協定施設との共同の開設訓練を重ね、発災直後から円滑に、福祉避難所を開設しを円滑に運用できる体制整備を行います。~~また、協定施設に対~~し~~する調査や意見交換~~を行い、訓練等を通じ、必要な改善に取り組み、~~福祉避難所の充実に努めます。

また、障がい児とその保護者を対象とした「福祉~~子~~子ども避難所」を、市内の特別支援学校に開設し、障がい児等が安心して避難できる場所を確保します。

④要配慮者等に配慮した避難所づくり

良好な避難所の生活環境の確保に努め、要配慮者にも優しく男女共同参画に配慮した避難所づくりを重要な方針として定め、平常時から校区防災連絡会や避難所運営委員会の設立を推進し、要配慮者等への配慮や情報共有の方法等について事前に協議を行い、その対策に取り組みます。

15 アイヌの人々に関する人権問題

(1) 現状と課題

アイヌの人々は、日本では北海道等に先住していた民族ですが、明治以降のいわゆる同化政策の中で生活を支えてきた狩猟や漁労が制限・禁止され、アイヌ語の使用等、伝統や文化の保持が制限されました。

このため、民族としての誇りである文化や伝統は十分に保存・継承されることなく、また、アイヌの人々に対する理解不足から、差別や偏見の問題が依然として存在しています。

このような問題を解決しようと国は、平成9年(1997年)、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」を制定しました。

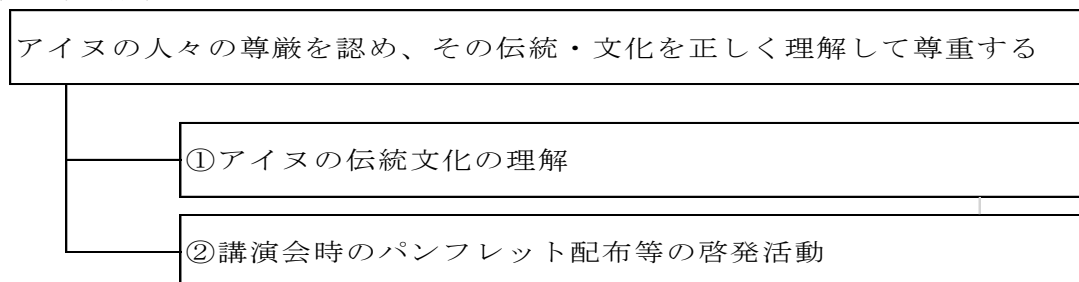
~~さらに~~、平成20年(2008年)には、国会において、アイヌ民族を先住民として認め、関連する政策をさらに推進するよう政府に求める決議が採択されました。このようなことから、政府は「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置し、平成22年(2010年)、内閣官房長官を座長とする「アイヌ政策推進会議」を開催しアイヌ政策を推進し、平成31年(2019年)4月には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が成立・公布され、同年5月に~~は~~施行されて~~い~~ました。

(2) 基本方針

【アイヌの人々の尊厳を認め、その伝統・文化を正しく理解して尊重する】

文化や民族性に優劣はなく、人々の心の中の偏見が差別を生み出し、異なる民族、文化などを抑圧、排除しようとしします。アイヌの人々の尊厳を認め、その伝統・文化を正しく理解して尊重するよう人権映画会や講演会等の機会においてパンフレットを配布するなど、啓発活動に取り組みます。

(3) 施策の体系



(4) 主な取組

①アイヌの伝統文化の理解

~~人権協における研修会等の機会に、アイヌ文化交流センター（東京都）訪問など、可能な範囲で、アイヌ文化に触れる機会を設けます。~~アイヌの伝統や文化が正しく理解されるよう、市政だよりや啓発冊子に啓発記事を掲載し、広く周知を図ります。

②講演会時のパンフレット配布等の啓発活動

各種の人権に関する講演会時にパンフレット等を配布することにより、アイヌの人々の伝統・文化の理解のための啓発を行います。

1 6 難病患者に関する人権問題

(1) 現状と課題

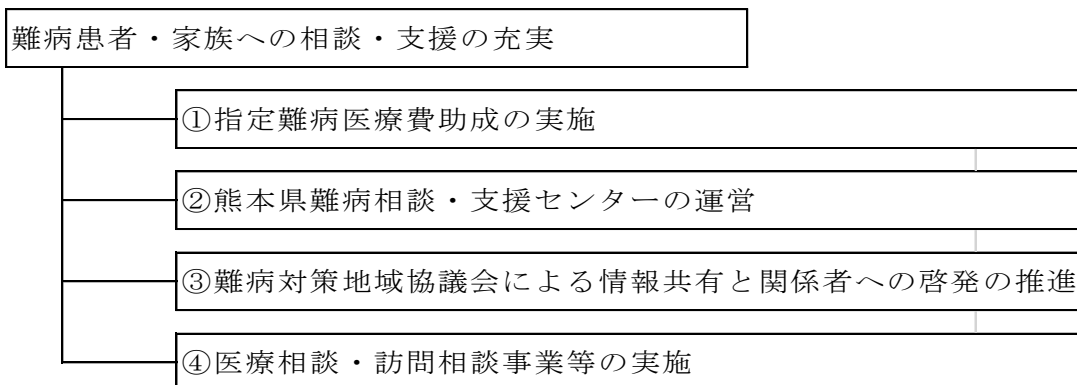
難病とは、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、その疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とする疾病をいいます。難病はその種類も多く様々な病気の特性があり、外見上はあまり変化がなく、全く健康な人と変わらない場合でも、自立生活が送れない事例もあります。そのため、患者の中には、病気に対する無理解や偏見により、就学、就労、結婚等、社会生活のあらゆる場面で差別を受け、中には、病気を周囲に隠している人も少なくなく、こうした差別や偏見を払拭することが必要です。

(2) 基本方針

【難病患者・家族への相談・支援の充実】

病気に対する無理解や偏見を払拭する啓発活動と相談・支援態勢の充実及び関係機関における情報共有

(3) 施策の体系



(4) 主な取組

①指定難病医療費助成の実施

難病対策については、平成30年(2018年)4月から難病の患者に対する医療等に関する法律の大都市特例により県から市へ権限移譲があり、指定難病医療費助成を実施します。

②熊本県難病相談・支援センターの運営

大都市特例による権限移譲により熊本県難病相談・支援センターを県と共同で運営を行っています。

③難病対策地域協議会による情報共有と関係者への啓発の推進

難病対策地域協議会を設置し、地域における難病患者・家族への支援に関する情報共有と難病対策地域協議会内の医療・介護等の関係者への啓発を推進し、県と共同設置する「熊本県難病相談・支援センター」において、地域で生活する難病患者やその家族の日常生活における相談や支援に取り組みます。

④医療費相談・訪問相談事業等の実施

引き続き、難病患者・家族への支援や医療相談・訪問相談事業等を行っていきます。

1 7 北朝鮮当局による拉致被害者等に関する人権問題

(1) 現状と課題

平成 14 年(2002 年)9 月に行われた日朝首脳会談で、北朝鮮側が初めて当局による日本人拉致を認めましたが、拉致問題は人間の尊厳、人権及び基本的自由に対する重大な侵害です。

平成 18 年(2006 年)6 月には、この問題に関する国民の意識を深めるとともに、国際社会と連携していくことを目的として、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方自治体の責務等が定められるとともに、毎年 12 月 10 日から 16 日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

平成 30 年(2018 年)、北朝鮮の対話路線への転換による初の米朝首脳会談等により、解決への道が開かれる可能性は出てきたかに見えましたが、未だ解決への道のりは不透明な状況です。

本市においては、国や県と連携して、国の動向を踏まえながら、拉致問題への関心と理解を深めるための啓発活動に取り組んでいく必要があります。

(2) 基本方針

【「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心とした市民への啓発の推進】

継続した拉致被害者問題の啓発活動に取り組んでいきます。

(3) 施策の体系

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」 中心とした市民への啓発の推進

①啓発ポスターの掲示や関連イベント等の周知及び啓発冊子等の配布

②学校教育における取組

(4) 主な取組

①啓発ポスターの掲示や関連イベント等の周知及び啓発冊子等の配布

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(毎年 12 月 10 日～16 日)を中心とし、啓発ポスターの掲示や、市政だよりへの掲載、パネル展示イベント開催の周知や啓発冊子の配布などの啓発活動に取り組みます。

②学校における取組

~~また~~、拉致問題に含まれる、家族愛や生命の大切さ、人権尊重の意識や態度を培うことなどを教育的な課題と考え、拉致被害者家族の手記や映画等を教材とした学習を、人権学習実践集、指導案集に掲載して活用を図るなど、児童生徒にお互いの人権を大切にする態度が育つような取組を進めています。

18 ホームレスの人々に関する人権問題

(1) 現状と課題

平成31年(2019年)1月の全国調査(厚労省実施、第14回)によると、社会経済情勢の影響を受けた倒産、失業等様々な理由によりホームレス(※22 23)となった人々は、全国で4,555人いるとされ、公園や河川敷等での生活を余儀なくされています。

このような中、国は、平成14年(2002年)にホームレスの人々の自立に関して支援等を図るため「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」を制定しました。ホームレスの人々の自立に向けた取組が進められる一方、ホームレスの人々が寝起きしたり、休憩したりしている公園等の近隣住民からは、公園が本来の目的のために使えないなどの苦情も寄せられています。このような問題の解決は、近隣住民とホームレスの人々の双方の人権に配慮しつつ取組を進めなければなりません。

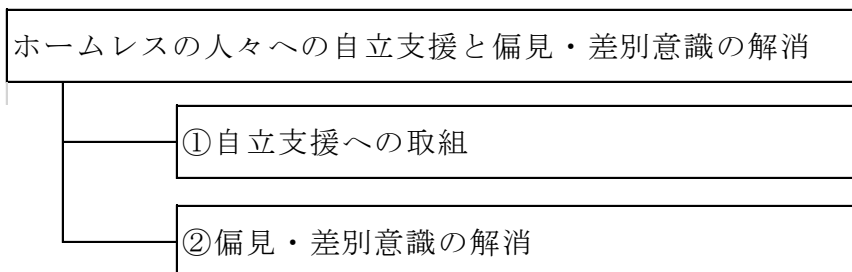
本市でのホームレス実態調査(目視調査)では、平成25年(2013年)1月の30人から平成31年(2019年)1月の10人へと大幅に減少していますが、今後も、関係機関や支援団体等との連携を強化し、ホームレスの人々の自立支援の取組を進める必要があります。また、地域住民はもとより、市民一人ひとりが、ホームレスの現状についての理解を深め、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消できるよう、人権教育・啓発を進めていく必要があります。

(2) 基本方針

【ホームレスの人々への自立支援と偏見・差別意識の解消】

ホームレスの人々の現状理解と偏見・差別意識の解消を目指し、啓発に取り組めます。

(3) 施策の体系



(4) 主な取組

① 自立支援への取組

本市では、ホームレスの人々の自立支援を進めるため、平成27年(2015年)4月の「生活困窮者自立支援法」の施行に伴い、ホームレス巡回相談や一時生活支援事業(シェルター)に取り組んでいます。

② 偏見・差別意識の解消

ホームレスの人々の実状を理解してもらい、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消できるよう人権教育・啓発に取り組めます。

【用語解説】

(※22 23) ホームレス

経済的事情等により、路上生活や野営生活等を余儀なくされている、特定の住所を持たない人を言います。

19 自死遺族に関する人権問題

(1) 現状と課題

身近な人を自死（※23 24）で亡くすと、遺族は自死に関する社会の偏見や周囲の誤解等によって、親族が自死で亡くなったことを周囲に話せず、一人で苦しみ、地域社会から孤立せざるを得ない方が多いと推察されます。

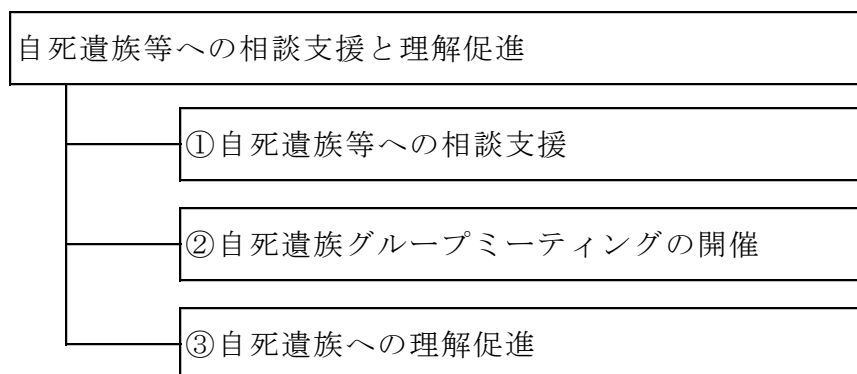
このため周囲の人や支援者が自死遺族への理解を深め、偏見や誤解をなくし、適切な対応をとる必要があります。

(2) 基本方針

【自死遺族等への相談支援と理解促進】

熊本市自殺総合対策計画で定められた自死遺族に関する施策について、相談支援を継続し、進捗状況の評価等を行います。

(3) 施策の体系



(4) 主な取組

①自死遺族等への相談支援

悩みや苦しみを抱えた自死遺族へ電話や面談等による相談を行います。

②自死遺族グループミーティングの開催

大切な人を自死で亡くされた方が悩みや苦しみを話し、分かち合う会を開催します。

③自死遺族への理解促進

自死遺族支援に関する講演会研修会の開催やリーフレットを作成し、**広く市民に自死遺族に携わる関係機関等に**配布します。

【用語解説】

（※23 24）自死

意思的な死（＝いわゆる自殺）を非道徳的・反社会的行為と責めないという言い方です。

20 様々な人権問題

(1) 現状と課題

現在の社会には、これまで述べてきた以外にも、様々な人権問題が存在しています。人権問題には、パワハラ、セクハラ、モラハラ (※24 25)、アカハラ (※25 26) 等のハラスメントやストーカー問題、その他にも外見に表れる疾患や外傷がある人たちの人権に関する問題や災害から派生する問題等、多岐にわたっています。

また、新型コロナウイルス感染症の発生においては、世界的なパンデミック禍で起こった人種差別や、誤解や不確かな情報に基づく医療従事者や感染者等に対する偏見や差別が浮彫りになるなど、新たな問題も表面化しました。

このように人権問題は、~~市民には一般的には~~よく知られていないものや新たに人権問題として社会に認識されたもの、さらには人権問題が相互に絡み合っただけで新たな人権課題として発生したもの等、常に変化し、複雑化しています。

この多様化する人権問題を解決するため、より一層の人権教育及び啓発を推進するとともに、市民の人権を擁護するための支援が必要です。

(2) 基本方針

【様々な人権問題に対し、正しく理解し、差別や偏見の解消に努める】

~~ハラスメントやストーカー問題、まだよく知られていない問題や、これまで社会で認識されている人権問題が絡み合った事例等を啓発活動により周知していきます。ハラスメント問題やまだ理解が進んでいない問題、複数の問題が絡みあった様々な人権問題等について、正しい情報に基づいた人権に配慮した行動をとるよう促し、啓発していきます。~~

(3) 施策の体系

様々な人権問題に対し、正しく理解し、差別や偏見の解消に努める

①教育・啓発の推進と問題への対処

(4) 主な取組

①教育・啓発の推進と問題への対処

ハラスメントやこれまでの人権課題が複合的に絡み合っただけで新たな人権課題として認識されたりしていることから、それらの人権問題について、正しく理解し、認識するための研修等を実施し、差別や偏見の解消に取り組んでいくとともに、差別事案が発生した場合も、国、県や関係機関等と情報を共有し、問題に対処していきます。

【用語解説】

(※24 25) モラハラ (＝モラル・ハラスメント)

肉体的ではなく、言葉や態度等によって精神的に継続的ないやがらせを行うことを言います。

(※25 26) アカハラ (アカデミック・ハラスメント)

大学教授がその立場を利用して大学など学術機関等で優位な力関係のもと権力を乱用したり、学生に対して行ういやがらせのことを言います。

第5章 基本計画の推進

第3章「第2次基本計画の基本的考え方」及び第4章「分野別人権問題への取組」で述べたように、人権課題の解決や人権尊重社会の実現は、行政だけの取組だけでは困難で、家庭、学校、事業所・職場等、その他様々な場や機会を通じて、市民と協働して人権教育・啓発を行う必要があります。

そこで、この章では、特に市民生活と深い関わりのある、市、家庭、地域、学校、事業所・職場等が人権教育・啓発活動を推進する上での役割や具体的な取組を示しています。

なお、ここに示す「具体的な取組」は活動の目安であり、実施主体において、人権教育・啓発活動を実施する場（家庭、地域、学校、事業所・職場等）や機会、参加者個々のライフスタイル、年齢層等、その特性に応じた最も効果的な手法を創意工夫しつつ実施することとします。

1 様々な主体による推進体制

（1）市役所（行政）が取り組むべきこと

市は、第2次基本計画を広く市民に周知するとともに、市民や関係団体と連携しながら計画に掲げる各種施策を着実に実行し、計画の適正な進行管理を行い、計画の目標の実現に努めます。

また、市の職員を対象として、総合的かつ計画的に人権教育・啓発を実施し、人権尊重社会の形成をリードする人材育成を図ります。

さらに、研修会や講演会の開催等では近隣自治体の職員等へも呼びかけるなど連携を図ります。

◆具体的取組

ア 啓発活動の強化

- ・人権教育や啓発事業を計画的に開催するとともに、地域や社会教育団体、NPO、企業等が行う人権教育や啓発事業を積極的に支援します。
- ・講演会やセミナーの開催、広報紙やホームページ、マスメディア等の活用により、人権啓発活動を積極的に推進するとともに、人権に関わる情報の提供に努めます。各区でも、公民館・まちづくりセンター等での講演会やセミナーを通じて区民の人権教育・啓発に取り組みます。

イ 熊本市人権施策推進本部体制による取組

- ・第2次基本計画について、ホームページへの掲載やSNS等を利用した情報拡散、リーフレット等の作成配布等、広く市民に広報するとともに、説明会等の開催を通じ、関係機関や関係団体等に対する周知徹底を図ります。
- ・セクハラやパワハラ等に関する啓発資料の提供を図るとともに、市職員に対する相談窓口の機能強化に努めます。
- ・人権教育・啓発の効果的な推進を図るための事象の確認や調査研究に努め、推進体制の強化を図ります。
- ・市職員全体を対象とした人権講演会や研修会を計画的に開催するとともに、各部署においてそれぞれの状況に応じた効果的な研修計画を作成し、人権研修を推進します。
- ・職員自ら、人権関係団体等が主催する人権研修会や講演会に積極的に参加します。
- ・市管理施設のバリアフリー化に取り組み、民間には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進

に関する法律（バリアフリー法）」及び「熊本市バリアフリーマスタープラン」、「障害者差別解消法」の周知・徹底を図ります。

（２）家庭（家庭教育）での取組

人間教育の原点ともいえる家庭は、幼児期から豊かな情操を育て、善悪の判断や社会規範を身につけていく最も重要な教育の場です。特に、幼児の発達の特性を踏まえ、動植物に親しみ、命や自然の大切さに気づかせ、豊かな感性を芽生えさせるなど、人権尊重の精神を育む教育が重要です。

そこで、家庭では、その教育力の向上を図ると同時に、保護者自身が偏見を持たず、差別をしないことを自らの姿をもって子どもに示していくこと、普段からその日あった些細なことも出来事を話すことを心がけるなど、日常生活の中での人権教育を推進しましょう。

また、家庭教育では、教育機関と連携しながら取り組んでいくことが大事です。

さらに、家族を構成するそれぞれが、互いを思いやり、助け合い、人権を尊重しあう明るい家庭を築いていきましょう。

◆具体的取組

- ・家庭内では、協力して子育てなどができるよう家庭環境等の改善に取り組みましょう。
- ・家庭教育を豊かなものとするため、進んで人権に関する講演会やセミナー等に参加するなど人権問題をについて主体的に学びましょう。
- ・子育て等に悩んだり迷ったりした場合は、一人で悩まず、保育所等・幼稚園、学校、相談機関（子ども若者総合相談センター、子育て支援センター、各区役所の保健子ども課等）や近所の子育て経験者などに相談しましょう。

（３）地域（社会教育）での取組

地域では、幼児から高齢者まであらゆる年代を対象に、生活の様々な場面を通じて人権に関する学習機会の充実を図っていく必要があります。

そこで、自治会、老人会、子ども会等の団体においては、地域の実情に応じた学習機会の充実を図るとともに、様々な人権教育・啓発活動をとおして、地域住民の人権意識の高揚に努めましょう。

◆具体的取組

- ・ふれあい文化センターをはじめ、公民館やコミュニティセンター等の地域拠点施設においては、人権に関する学習会や催し物等人権学習の機会を提供しましょう。
- ・夏祭りや地域の催しなど地域の人々が集まる機会を捉えて、人権啓発行事を展開しましょう。
- ・ボランティア活動や世代間交流等、様々な体験活動を通じて、地域住民の人権意識の高揚に努めましょう。
- ・行政、学校、家庭、地域団体等との連携を促進し、人権に関する学習情報及び学習機会の提供に取り組むとともに、実施に当たっては参加体験型等その方法や内容を工夫し、地域住民の自主的な参加を図りましょう。

(4) 保育所等・幼稚園での取組

ア 園児に対する人権教育

乳幼児期の~~子~~こどもたちは、家族や友達、地域の人々との交わりや動植物や自然とのふれあいなどをとおして、「一人ひとりの違いを認め合うこと」「他の人と力を合わせ共感すること」「命を尊ぶこと」等の人権感覚が育まれていくと言われています。

そこで、保育所等・幼稚園は、~~子~~こどもたちの生活はもちろんのこと、野外活動等の直接体験を通して、積極的な人権教育・啓発を実施しましょう。

◆具体的取組

- ・~~子~~こどもたちの発達段階等を踏まえ、具体的な例を交えた効果的な方法により、総合的かつ計画的に人権感覚を育むような教育・保育を実施しましょう。
- ・動物飼育や植物栽培、熊本市動植物園等での体験学習等を通じて、かけがえのない命の大切さや尊さを~~に~~気づき、他人への思いやりの心を育みましょう。
- ・江津湖や立田山（立田山野外保育センター）等を活用した野外活動等を通じ、自然を愛する心や他人と協力する心等、豊かな感性を育みましょう。

イ 教職員や保育士に対する人権教育・啓発

教職員や保育士は、~~子~~こどもたちの成長に大きな影響力をもっています。そこで、保育所等・幼稚園は、人権に配慮した保育指導や施設運営に心がけ、教職員等の指導力や人権意識を高めるとともに、保護者等に対する人権教育・啓発に努めましょう。

◆具体的取組

- ・教職員や保育士等の人権尊重の理念の理解と、意識の向上を図るための効果的な職員研修を行い人材育成に取り組みましょう。
- ・人権を大切にする心を育てる教育・保育目標を掲げた年間教育カリキュラム等を作成し、実践を行いましょう。
- ・保護者等に対して人権に関する情報を発信し、啓発を図るとともに、世代間交流事業や地域活動事業等をととした地域との連携による人権教育の推進を図りましょう。

(5) 学校（小・中・高校等）での取組

ア 児童生徒等に対する人権教育

学校教育においては、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、それが態度や行動に現れる~~子~~こどもを育成することを目標として~~ための人権教育に取り組んでいきます。そのために、~~児童生徒の発達段階に応じながら、学校教育活動全体を通じて~~人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切に~~にした教育の~~一層の充実を図って~~すべての人の人権が尊重されるための人権教育を推進していきます。

そこで、学校は、~~「熊本市人権教育の推進について」に基づく取組を大切にしながら、~~文部科学省

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第一次～第三次とりまとめ〕~~（※26 27）~~」、及び「~~熊本市人権教育の推進について~~」を~~活かし~~に基づき、具体的実践による人権教育の充実に取り組みます。

◆具体的取組

- ・人権に関する知識を習得することに加え、人権感覚を育成することが大切です。そのために、~~自尊感情を培う高めるとともに、共感能力や想像力、人間関係を調整する力等を育てていきましょう。~~効果的な教材等を活用したり、協力的・参加的・体験的な学習を推進しましょう。（例えば、主体的・実践的に学ぶ参加体験型学習等の授業、福祉施設等における交流やボランティア活動等）・教育活動全体を通じ、教職員や児童生徒が互いに尊重し合う人間関係づくりなどをさらに進め、人権が尊重される学校づくりを行っていきま~~す~~しょう。（例えば、あいさつや温かい声かけ、教育相談、生活ノート ~~（※28 28）~~ の活用等）

イ 教職員等に対する人権教育・啓発

学校における人権教育の成果は、児童生徒の教育にあたる教職員によるところが大きく、教職員がその職責を自覚し、人権尊重の精神に基づき、基本的認識を深め、実践的な指導力の向上を目指した効果的な研修の充実が必要です。

◆具体的取組

- ・校内研修及び諸研修をととして人権尊重の理念についての十分な認識と豊かな人権感覚を備えた教職員を育成していきま~~す~~しょう。
- ・校長のリーダーシップのもと、人権教育主任を要とし~~て~~た人権教育推進体制のなお一層の充実に取り組み、人権教育諸計画の実践・評価をととして、教職員の指導力の向上を目指しま~~す~~しょう。
- ・保護者等への情報発信や授業参観・学級懇談会等の機会を活用した啓発を行い、家庭・地域等と連携して人権教育を推進しま~~す~~しょう。

【用語解説】

~~（※26 27）~~ 人権教育の指導方法等の在り方について〔第一次～第三次とりまとめ〕

（文部科学省の人権教育の指導方法等に関する調査研究会議）

〔第一次とりまとめ〕（H16）人権教育とは何か、学校教育における指導の改善・充実に向けた基本的な視点を提示してあります。

〔第二次とりまとめ〕（H18）人権教育をととして育てたい資質・態度等について分析的に整理し、指導方法等の工夫・改善方策について理論を提示してあります。

〔第三次とりまとめ〕（H20）第二次までに示した理論等の理解に資するため、具体的な取組事例等の資料を収集・掲載してあります。

~~（※27 28）~~ 生活ノート

児童生徒が一日を振り返り、教師に思いや考えを伝え、教師がそれに応えるノートのことです。

(6) 事業所・職場等での取組

事業所・職場等には、すべての人々の就職の機会均等を保障した公正な採用選考を実施するとともに、配置、賃金、昇格等あらゆる面で、人権が尊重される働きやすい職場づくりが求められています。また、高齢者や障がいのある人にとって利用しやすい建物・設備のバリアフリー化に努め、従業員がお客に対して人権に配慮した対応をすること、健康や環境にやさしい商品開発に心がけることなど、事業所・職場等の社会的責任が求められています。

このため、事業所・職場等では、従業員の業務に係わるスキル向上の研修、教育とともに、人権に関する教育を職場内研修プログラムに組み込み、人権にかかる相談体制整備の充実に努めましょう。

◆具体的取組

- ・事業所内で人権教育・啓発活動を積極的に展開し、人権を尊重する企業を目指しましょう。
- ・基本的人権を尊重し、公平な雇用に努めましょう。
- ・市や人権関係団体が主催する人権研修会等へ積極的に参加しましょう。
- ・従業員に対する計画的な人権研修等の実施に努めましょう。
- ・従業員のための人権相談窓口の設置に努めましょう。
- ・熊本市人権啓発市民協議会へ積極的に参画しましょう。
- ・企業等の社会的責任（CSR）の基盤は人権であることを意識し、経営・業務にあたりましょう。

(7) 福祉施設や保健・医療施設での取組

福祉施設、保健・医療施設は、**子ども**、高齢者、障がいのある人や病気の人が養護、介護や治療を受けるために利用していますが、そこでは様々な個人情報が集められ、個人の生活や健康に関わる業務が日々行われています。

こうしたことから、福祉施設、保健・医療施設では、これらの業務に携わる職員や医師、看護師等に対して、人間の尊厳や人権尊重の理念、プライバシー保護等をテーマとする実践に即した人権研修、学習の継続的な実施に努めましょう。

◆具体的取組

- ・入所者や利用者の個人情報機密保持に努めるとともに、入所者や利用者の尊厳を守るため相手の立場に立った対応や接遇に努めましょう。
- ・市や人権関係団体が主催する人権研修会等へ積極的に参加しましょう。
- ・入所者や利用者の立場に立った施設の安全衛生管理に関する情報等の収集に努め、入所者の安全確保を図りましょう。
- ・施設や設備等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化に積極的に取り組みましょう。

(8) マスメディアでの取組

情報社会の現在、私たちの生活は、マスメディアとの関わりが切り離せないものとなっております。マスメディアの影響は大きく、**子ども**から高齢者まで社会全体に及びます。

そのため、マスメディアは、常に人権に配慮した取材や報道を行うよう努めることはもとより、報道や番組等を通じて人権尊重の理念を普及し、人権が尊重される社会の実現に寄与することが求められます。

◆具体的取組

- ・放送倫理等に関する人権研修の実施に努めましょう。
- ・市や人権関係団体等が主催する人権に関する講演会、イベント等の共催や後援をするなど支援に努めましょう。
- ・人権に関する報道や番組作成等に積極的に努めましょう。

(9) 熊本市人権啓発市民協議会との協働による推進

人権協は、「熊本市における人権意識の高揚と社会のあらゆる差別の解消に向け、自らの主体的参加による人権啓発活動を推進すること」を目的として、昭和62年(1987年)12月に発足し、市をはじめとする行政との協働で、人権教育・啓発に関する講演会、セミナー、訪問研修等の様々な活動に取り組んでいます。

~~人権は「人」に深く関わるものであり、~~その教育・啓発においては、市民目線や対等な立場での取組が欠かせないことから、市は、人権協を人権教育・啓発施策を進める上での重要なパートナーと位置づけ、事業の連携や支援を推進していきます。

現在、地域団体、企業、大学、医療・福祉団体、NPO等、様々な分野から **145 154 (平成31年(2019年)3月1日令和5年(2023年)4月1日現在)** の組織が加入しており、それぞれの職場環境や組織特性に応じた人権教育・啓発活動に自主的に取り組むとともに、人権協が行う様々な啓発事業にも参画し、会員のみならず市民の人権意識の高揚や差別の解消に向けた活動に取り組んでいます。

ア 人権協の活性化

人権協の活動をさらに発展・拡充させるにあたっては、会員間の連携はもとより、未加入の企業や団体への呼びかけを積極的に行い、様々な会員の積極的な参画を図る必要があります。市は人権協がそうした新たな関係構築をとおして人権教育・啓発のすそ野を広げていくことに協働で取り組みます。

◆具体的取組

- ・企業、団体等の人権研修**責任担当**者の養成を図り、啓発活動を積極的に展開します。
- ・**新聞等**の広報媒体や啓発活動をとおして、人権協の活動及び参画へのPRに努めます。

イ 啓発活動の強化

今後、市では、この人権協と一体となって人権啓発事業を推進するとともに、人権協の更なる拡大、活動の充実を図るため、迅速性、包括性、柔軟性といった民間企業や団体等のアイデアや啓発のノウハウ等を活用しながら、連携・協働による人権啓発の推進に努めます。

◆具体的取組

- ・人権全般、各人権課題及び時事的な関心事に合わせた内容の人権講演会等を定期的に開催します。
- ・映画を通じて感動する心を育む人権啓発ヒューマンライツ・シアター（人権映画会）を開催します。
- ・暮らしの中で人権を考える機会を作るため、人権啓発作品を募集し優秀作品を表彰・展示します。
- ・各人権課題ごとに、正しい認識を深めるための研修会（人権セミナー）を実施します。

(10) 熊本人権啓発活動地域ネットワーク協議会との連携

熊本人権啓発活動地域ネットワーク協議会は、熊本地方法務局、熊本人権擁護委員連合会、熊本県、熊本市で構成する団体で、人権教育・啓発に関する情報の交換や効率的な啓発事業展開を行っています。

そこで、人権週間に合わせて、連携した啓発活動の展開、啓発冊子等への情報等の相互掲載等、協働・連携の取組をさらに強化し、発展的な啓発活動を進めていきます。

◆具体的取組

- ・人権啓発事業の情報交換や相互の啓発事業情報を共有化するなど効率的な事業展開を図ります。
- ・人権週間に合わせて、連携した啓発活動に取り組みます。

(11) 熊本人権擁護委員協議会との連携

熊本人権擁護委員協議会とは、熊本地方法務局管内の人権擁護委員の組織です。

人権擁護委員は、「人権擁護委員法」に基づき、「国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、もし、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする」（同法第2条）としており、法務大臣が委嘱することとなっています。

なお、市には41名の人権擁護委員がいて、地域住民の人権相談（各区役所等）を中心に地域と密着した人権啓発活動を行っており、現在、市と熊本人権擁護委員協議会は連携して、人権啓発活動を展開しています。

今後は、さらに地域に根ざした人権意識の普及高揚を推進していくにあたり、情報の共有化、連携した事業の展開に取り組みます。

◆具体的取組

- ・人権週間等における啓発事業を充実します。
- ・次世代を担う子どもたちに対する啓発事業「人権の花運動」等効果的な啓発活動に努めます。
- ・地域に根ざした人権意識のさらなる高揚を推進していくにあたっては、人権協と情報の共有を進めながら、連携・協力して事業に取り組みます。
- ・人権啓発及び人権擁護活動に取り組む人権擁護委員の人材確保を図ります。

(12) その他の団体等との連携

NPO法人等の各種団体においては 現在、様々な機会で多くのボランティアの活動がなされています。

今後は、人権に関わる活動をしている団体等の支援に努めるとともに、民間団体の活力やアイデア等を今後の人権啓発活動に活用するなど、連携を強化し啓発活動を推進します。

◆具体的取組

- ・ボランティア等の人材を育成します。
- ・様々な人権問題に取り組む民間団体の自主的、主体的な取組を支援します。

2 実施状況の把握と結果の公表等

第2次基本計画は、総合計画と整合性を持つものであることから、市の行政評価制度等とリンクさせて、毎年度その実施状況を把握するために、「熊本市人権教育・啓発基本計画推進会議」を開催し、本市の人権に関する施策について外部委員による評価を受けるとともに、幅広い市民等の声を把握し、適切に反映させるなど、その着実な推進を図ります。加えて、評価結果を市のホームページ等で公表します。

さらに今後は、計画の見直しなどの節目に際しては、市民意識調査の実施等により計画の進捗状況を把握するとともに、市民の声として反映させます。